

平泉町男女共同参画プラン

【 2026-2035 】

「誰でも、どこでも、輝ける」
～ 一人ひとり、みんなが主役のまちづくり ～

令和8年3月

岩手県 平泉町

平泉町男女共同参画プラン目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	
2 計画の基本理念	
3 計画の目標	
4 計画の期間	
第2章 計画の内容	
1 施策の体系	3
2 施策の基本的方向	
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	5
基本目標2 一人ひとりが互いを認め合うまちづくり	9
基本目標3 みんなで支えあうまちづくり	14
基本目標4 いきいきと働けるまちづくり	17
第3章 計画の推進	20
<参考資料>	
町民アンケート調査結果	21

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

男女共同参画社会は、男性と女性が社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参加し、利益も責任も分かち合う社会です。

町では平成17年に平泉町男女共同参画プランを策定し、「男女が共に輝く豊かな社会の実現」を基本理念に掲げ、男性も女性も自らの意思で自分の人生を選択でき、互いに尊重しあい、あらゆる分野に共に参画できる社会を目指し、取り組みを進めてきました。

平成23年度には国の第3次男女共同基本計画等を踏まえ、プランの見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向け、取り組みを推進してきたところです。

そのような中で、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、復旧や復興に向け女性が活躍する一方、女性の視点に立った対応が不足していたことも指摘され、災害時における男女共同参画の必要性が再認識されました。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性が職場において能力を十分に発揮し活躍できる環境整備が図られるなど社会情勢の変化を踏まえ、プランを1年前倒しで見直すこととしました。

今回、男女共同参画プランの改訂にあたり、その基礎資料とするため、町内に在住する16歳以上の町民500名を無作為に抽出しアンケート調査を実施しました。

その結果などを踏まえ、これまでのプランを修正するとともに、多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティに対する支援、令和6年度に導入した「平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の内容を追加するなど、約10年ぶりにプランを見直しました。

今後、地域や職場、学校、行政など、さまざまな分野で男女共同参画社会の実現に向けた自主的な取り組みを進めていくための指針として活用し、男女共同参画を着実に推進してまいります。

2 計画の基本理念

「だれでも、どこでも、輝ける」

男性も女性も自らの意思で自分の人生を選択でき、性別や立場に関わりなく、その能力を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野に共に参画でき、一人ひとりが主役となって輝くまちづくりを進めます。

3 計画の目標

「だれでも、どこでも、輝ける」まちづくりを目指して次の4つの基本目標を掲げます。

- 基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- 基本目標2 一人ひとりが互いに認めあうまちづくり
- 基本目標3 みんなで支えあうまちづくり
- 基本目標4 いきいきと働けるまちづくり

なお、本プランは、平泉町総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画と整合を図り、町における男女共同参画社会の実現のための施策の方向を明らかにするとともに、町民、行政、関係機関などが男女共同参画の推進に取り組む際の基本指針とします。

また、本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」のほか、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度～令和17年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や住民ニーズに対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の内容

1 施策の体系

基本理念「だれでも、どこでも、輝ける」

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- 目標1 - 1 固定的な役割分担・社会制度・慣行の見直し
 - (1) 男女平等に関する啓発活動の推進
- 目標1 - 2 学校等における多様な選択を可能にする教育の推進
 - (1) 幼児期からの一貫した多様な選択を可能にする教育の推進
 - (2) 教職員の研修機会の充実
 - (3) 保護者に対する男女共同参画の学習機会の充実
- 目標1 - 3 多様性を共に学び、共に育む生涯学習の推進
 - (1) 生涯を通じての学習機会の整備
 - (2) 指導者の育成
- 目標1 - 4 性と人権に関する教育・啓発の推進
 - (1) 人権尊重社会の実現
 - (2) 性に関する教育の推進
 - (3) 有害メディアからの環境浄化

基本目標2 一人ひとりが互いに認めあうまちづくり

- 目標2 - 1 家族の理解と協力の推進
 - (1) 家庭での性別役割分担意識の見直し
 - (2) 家族が互いに協力しあう家庭生活
- 目標2 - 2 男女共同参画による地域づくりの推進
 - (1) 地域活動への男女協働の促進
 - (2) 各種行事への積極的参加促進
 - (3) 団体活動の促進と活動拠点の整備
 - (4) 防災における男女共同参画の推進
- 目標2 - 3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
 - (1) 行政における政策・方針決定の場への参画推進
 - (2) 政策に関する学習機会の充実
 - (3) 各種団体への役職員などの女性の登用の働きかけ
- 目標2 - 4 女性・子ども・高齢者への暴力のないまちづくりの推進
 - (1) 暴力根絶の意識づくりと環境の整備
 - (2) 相談機関との連携の強化

- 目標 2 - 5 多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティに対する支援
- (1) 多様な性のあり方に関する理解の増進と偏見や差別の解消
 - (2) 性的思考にかかわらず暮らしやすい環境の整備
 - (3) 平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知

基本目標 3 みんなで支えあうまちづくり

- 目標 3 - 1 子育て支援の推進
- (1) 多様な保育サービスの充実
 - (2) 育児がしやすい地域環境の整備
 - (3) 相談支援体制の充実
- 目標 3 - 2 高齢者・障がい者などすべての人にやさしい地域づくりの推進
- (1) 介護を支えあう環境づくりの推進
 - (2) すべての人が共に安心して暮らせる社会の実現
- 目標 3 - 3 生涯を通じた女性の健康支援
- (1) 生涯にわたる健康づくりの充実
 - (2) 思春期における性に関する教育・啓発・相談の推進
 - (3) 母子保健サービスの充実
 - (4) 相談体制の充実

基本目標 4 いきいきと働けるまちづくり

- 目標 4 - 1 雇用の場での男女平等の促進と職場環境の整備
- (1) 男女雇用機会均等法の理解を深める啓発
 - (2) 労働基準法の理解を深める啓発
 - (3) 育児・介護休業法の理解を深める啓発
 - (4) 労働相談体制の充実
 - (5) 女性活躍推進法の推進
 - (6) 職場内における相互の理解
- 目標 4 - 2 職業能力の開発と就業支援
- (1) 女性の意識の形成と職業能力の開発支援
 - (2) 女性の就業支援のための環境整備
 - (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- 目標 4 - 3 農業・商工業などの自営業における男女共同参画
- (1) 女性の労働に対する適正評価と方針の決定への参加促進
 - (2) 女性起業家の育成支援

2 施策の基本的方向

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

目標 1 - 1 固定的な役割分担・社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、例えば、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる人の意識は、今なお社会に残っており、家庭、地域、職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

このことは、女性の自立や能力の発揮を困難なものにしており、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。

こうした現状は男女平等に対する男女間における意識の差にも表れており、男女平等になっていると思う割合が家庭や職場などすべての場面で女性が男性を下回っており、男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる場での性別による固定的な役割分担・社会制度・慣行の見直しが求められています。

【必要な取り組み】

(1) 男女平等に関する啓発活動の推進

- 広報紙やホームページなどを活用し、男女共同参画の重要性や必要性について啓発活動に努めます。
- 講演会や研修会を通じ、男女共同参画の意識醸成を図ります。
- 男性にとっての男女共同参画の意義、地域・家庭への参画について、啓発を進めます。
- 仕事や育児、介護など、女性が活躍するうえで必要となる支援制度等の情報の提供を推進します。

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

目標 1 - 2 学校等における多様な選択を可能にする教育の推進

【現状と課題】

一人ひとりが平等でお互いの個性を尊重し、能力を伸ばしていく上で教育は重要な役割を担っています。多様な選択を可能にする教育の推進では認定こども園、小学校及び中学校での指導は人格形成や将来の生き方に大きく関わっており、教育の中で一貫性のある指導の充実を図ることが重要です。

また、家庭教育においても、多様性を尊重した子育てができるよう、子育て期の親に対する学習機会の充実が大切です。

<アンケート問 3、4 関連>

【必要な取り組み】

(1) 幼児期からの一貫した多様な選択を可能にする教育の推進

- 認定こども園、小学校及び中学校において、発達の段階に応じて男女の平等や相互の理解と協力について適切に指導が行われるとともに、男女がともに各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身に付けられるような進路指導が行われるよう努めます。
- 児童生徒を対象とした多様な意見を認め合うことに関する意識調査を実施します。

(2) 教職員の研修機会の充実

- 保育・教育にあたる職員が多様性の尊重についての理解を深め、意識を高めるため研修機会の充実を図ります。

(3) 保護者に対する男女平等教育の学習機会の充実

- 学校と連携を図りながら P T A 活動や家庭教育学級などの行事を活用し、多様性の尊重に関する学習機会の充実を図ります。

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

目標 1 - 3 多様性を共に学び、共に育む生涯学習の推進

【現状と課題】

町では、町民の学習意欲の向上と学習機会の拡大を目指して、各地域における地域学習の推進や生涯学習町民のつどいの開催などを行っています。また、町学習交流施設を中心に、学習機会の創出と各団体との連携による普及啓発活動を図っていますが、参加状況にばらつきが見られ、参加者の固定化が課題となっています。

一人ひとりが多様な生き方を選択し、自己実現を図るためには、個々の能力や資質を伸ばし、主体的な成長を促す生涯学習の取り組みが重要です。

そのためには、男女共同参画の視点を踏まえた学習カリキュラムの構築や指導者の育成、団体・サークルの活性化及び自立化の支援、情報提供体制の整備など、町民の多様なニーズに応じた学習機会の充実が求められています。

【必要な取り組み】

(1) 生涯を通じての学習機会の整備

- 町学習交流施設などを活用し地域における男女共同参画に関する情報を提供し、学習機会の創出に努めます。
- 団体やグループなどが自主的に行う学習、研究、普及活動を支援するとともに各年代層を対象とした学習機会の充実を図ります。
- 学習の場への男性の積極的な参加を促進するため、開催する時間帯の工夫や内容の充実に努めます。

(2) 指導者の育成

- 学習活動や地域活動の啓発の担い手となる指導者を養成する講座を実施します。
- 県等が実施するリーダー養成のための参加を支援し、参加者の拡大に努めます。

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

目標 1 - 4 性と人権に関する教育・啓発の推進

【現状と課題】

町では、人権問題などに関する相談に応じるとともに、町広報紙などを活用し、あらゆる場面において人権尊重の啓発・普及に努めています。

しかし、女性の人権についてはこれまで十分に尊重されてきたとはいえません。男女平等社会を実現するためには女性の人権を確立することが不可欠です。

また、一人ひとりがお互いを理解し、その長所を生かしていくには、性についての正しい知識が必要です。現代の性に関する情報は、女性の性的側面のみを強調したものが氾濫しており、人々の意識形成に様々な影響を与えています。

特に、情報メディアの発達に伴い、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、性に関する誤った情報の拡散が課題となっており、正しい知識を身に付けるとともに、人権を尊重する意識を養う教育をさらに充実させていくことが必要となっています。

<アンケート問5、6 関連>

【必要な取り組み】

(1) 人権尊重社会の実現

- 研修会の開催など人権について学習できる場と視聴覚教材などを提供し、差別を受ける側に立って考えられる、感性豊かな人間を育てる人権教育を推進します。
- 人権問題に悩む町民に対し、人権擁護委員による無料相談や電話相談を実施してまいります。
- 児童虐待に対し、民生児童委員などの関係機関と連携し、未然防止に努めます。

(2) 性に関する教育の推進

- 幼児期から思春期までの各年代に応じた「性」と「生」に関する正しい知識の普及に努めます。
- 保護者に対して正しい性教育の指導についての情報提供を行います。

(3) 有害メディアからの環境浄化

- 出版、放送及びインターネットやSNSの急速な発達により、社会に与える情報の量や種類はますます拡大されています。これらの中には、人権の侵害、性の商品化などにつながる表現が少なからず含まれていることから、情報リテラシー教育の実施により、そのような有害メディアからの環境浄化に努めます。

基本目標 2 一人ひとりが互いに認めあうまちづくり

目標 2 - 1 家族の理解と協力の推進

【現状と課題】

家庭の中においても性別による固定的な役割分担意識は根強いものがあり、このことがさらに年齢、世代間での役割分担意識にもつながっています。

意識としては家事・育児ともに「夫婦で分かち合う」という考えが普及しつつあるものの、実情としては家事の大部分を女性が担う傾向があり、「男は仕事、女は仕事も家庭も」と、女性に過重な負担がかかっている事も少なくありません。

こうした傾向について、女性の視点からは不満を抱く人の割合も一定程度あり、適切な役割分担を望む声も見受けられます。

家族の誰もが固定的な役割分担意識の見直しを共通課題とし、夫婦や家族がコミュニケーションを図りながら、パートナーシップを培いお互いを認め、支えあう意識づくりが必要です。

<アンケート問 7～10 関連>

【必要な取り組み】

(1) 家庭での性別役割分担意識の見直し

- 家族が共同して家庭生活を送ることの大切さを認識させる啓発活動を行います。
- 子どもの頃から家事を手伝う習慣をつけるための啓発活動を行います。

(2) 家族が互いに協力し合う家庭生活

- 男性を対象とした家事・育児・介護等の講座を開催し、日常生活上の基本的な知識や技術を身につけ、家族が互いに協力し合う家庭生活を促進します。
- 家庭において相互の理解が深められるよう啓発に努めます。

基本目標 2 一人ひとりが互いに認めあうまちづくり

目標 2 - 2 男女共同参画による地域づくりの推進

【現状と課題】

自治会やボランティア活動などの地域活動の参画内容を見ると、固定的な男女役割分担意識から「地域内における重要な政策決定の場は男性が、従属的な活動は女性が」というように男女の役割分担が依然として残っています。

これは、地域における役割分担の固定化や、女性自身にも積極的に参画しようとしないう傾向があるのではないかと考えられます。

そこで、地域における男女共同参画を進めるため、女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を発揮できる人材育成に努めるとともに、地域社会のあり方や、男性の意識、行動を変革するような施策を行っていくことが必要です。

男性・女性に関わらず地域活動の基礎的条件の整備としての労働時間の短縮を推進するとともに、職場中心となっている従来の男性の意識やライフスタイルを見直すために、あらゆる機会を通じて啓発を行う必要があります。

また、東日本大震災では復旧や復興に向け女性が活躍する一方、避難所の運営などで女性の視点に立った対応が不足していたことも指摘され、災害時における女性の果たす役割の大きさが認識されたところであり、政策や方針決定の過程における女性の参画が必要です。

<アンケート問 12～15、17 関連>

【必要な取り組み】

(1) 地域活動への男女協働の促進

○地域社会において、行事や事業を行う企画段階から男女がともに責任と役割をもてるような運営を行うよう、啓発の促進を図ります。

(2) 各種行事への積極的参加促進

○行政区総合補助金事業での積極的な男女共同参画事業の取り組みを働きかけるなど、啓発の促進を図ります。

○地域活動に誰もが参加しやすいよう、内容や日時などの工夫を行います。

(3) 団体活動の促進と活動拠点の整備

○地域公民館との連携を図り、出前講座の開催など女性の自立と参画を促す取り組みへの支援を行います。

○男性の地域活動団体も含めて、意欲的に活動を実践している団体へのサポート体制づくりを進めます。

○地域や団体の活動の拠点を整備し、人・情報の交流の場を設けます。

(4) 防災における男女共同参画の推進

○防災計画等に男女・高齢者・障がい者等すべての視点が反映されるよう体制整備を進めます。

○地域における災害・防災について、男女が参画し知識の普及・学習機会の拡充を図ります。

○平泉町防災会議や各地区自主防災組織への女性の参画の促進を図ります。

基本目標 2 一人ひとりが互いに認めあうまちづくり

目標 2 - 3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

【現状と課題】

これからの行政運営において、女性の生活体験に基づく多様な発想を取り入れることが求められています。少子化、高齢化の中にあって、子育てや介護などをはじめ多くの課題を地域社会の中で男女が共同で担っていくためには、女性が自ら意思決定の場へ参加し、男性中心の社会システムを変革していくことが重要です。そのため、幅広い分野からの人材の発掘や養成に努め、各種委員会等への女性委員の登用をさらに進めていく必要があります。

【必要な取り組み】

(1) 行政における政策・方針決定の場への女性の参画推進

- 職員の配置や研修等に配慮し、女性登用の促進に努めます。
- 各種委員会等への女性の積極的な登用を促進し、方針決定の場への女性の参画を促進します。
- 女性活躍推進法に基づき、女性の職場生活における活躍の推進に努めます。

(2) 政策に関する学習機会の充実

- 女性が議員・各種委員会等、リーダーとして活躍できる能力を養成するため、研修や行政情報の提供を行い、政策に精通する人材の育成に努めます。

(3) 各種団体への役職員などの女性の登用の働きかけ

- 各種団体などに対し、方針立案及び決定の場への女性の登用が進むよう働きかけを行います。

基本目標 2 一人ひとりが互いに認めあうまちづくり

目標 2 - 4 女性・子ども・高齢者への暴力のないまちづくりの推進

【現状と課題】

女性に対する暴力は、身体的なものから言葉や態度によるものまで含まれますが、どのような理由があれ許されるものではありません。ドメスティック・バイオレンス（DV・夫や恋人から受ける暴力）やセクシャル・ハラスメントをはじめ数多くのハラスメントのほか、近年はソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用した嫌がらせなど、異性間に限らず、同性間での暴力も全国的に見受けられます。これらは当事者間の問題と思われがちですが、結果として家族や多くの人に関わる社会的問題に繋がる深刻な状況を生み出していることを強く認識することが必要です。

また、男女間にとどまらず、子ども、高齢者、障がい者、疾病患者、在日外国人なども含め、あらゆる差別や暴力・虐待の根絶の取り組みが必要です。

【必要な取り組み】

（1）暴力根絶の意識づくりと環境の整備

- 啓発活動や研修会などにより暴力排除意識の高揚を図ります。
- 被害を防止するため、行政区長、民生児童委員、保健推進員、婦人会等と情報交換の場を設け、地域のサポート体制をつくります。
- SNS やデート DV など、若年層を対象にした予防教育に努めます。
- さまざまなハラスメントについて学習の機会を設け、啓発に努めます。

（2）相談機関との連携の強化

- 職場や地域でのハラスメントや家庭内暴力の防止に向けて、事業所や町民への啓発を行うとともに、関係機関と連携して暴力被害者への支援・相談体制の整備を図ります。

基本目標2 一人ひとりが互いに認めあうまちづくり

目標2-5 多様な性のあり方の尊重と性的マイノリティに対する支援

【現状と課題】

性的マイノリティ（LGBT等^{*1}）に対する知識や理解不足により、当事者や家族が生きづらさを抱えています。

アンケート調査では、「性的マイノリティの人たちがあまり暮らしやすい社会になっていないのではないか」といった回答が男女ともに高い傾向にあります。

性的マイノリティであることを理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まって更に複合的な困難を抱える場合があるため、固定的な性別役割意識の解消と合わせて、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI^{*2}）の多様性についての正しい理解を広め、多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

<アンケート問 25、26 関連>

【必要な取り組み】

(1) 多様な性のあり方に関する理解の増進と偏見や差別の解消

○平泉町男女共同参画講座により、町民、町内在勤者、町職員を対象として、多様な性的思考及びジェンダーアイデンティティの理解の促進を図るための普及啓発に努めます。

○広報紙などを活用し、性的マイノリティに関する定期的な周知に努めます。

(2) 性的思考にかかわらず暮らしやすい環境の整備

○性的思考やジェンダーアイデンティティを理由として困難を抱えている性的マイノリティ等の人々に対して、相談窓口の設置等による支援を行うなど、町民一人ひとりが暮らしやすい社会づくりに向けた取り組みを進めます。

(3) 平泉町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（R6.4.1 導入）の周知

○他自治体との相互連携など、利用者がスムーズに制度を活用できるよう、県及び他自治体との連携に努めます。

○多様なパートナーシップ関係にある人々が利用できるサービスの充実を図ります。

※1 性的マイノリティ（LGBT等）

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）などの方々の総称として使われています。また、恋愛対象として好きになる人の性がないという人や、自分の性別を決めていない、または男女どちらでもあると感じている人、自分の性を決められない、または迷っている人など、数えきれないほどの形があります。

※2 性的思考及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向を性的指向（Sexual Orientation）と、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）といい、それらの頭文字をとった SOGI は身体的な性などとともに、人間の性を構成する要素を示します。

基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

目標3-1 子育て支援の推進

【現状と課題】

共働きの増加・核家族化の進展により、これまで家庭や地域が担ってきた子育て機能が低下し、しつけをはじめとする子育てについて不安や悩みを抱える家庭が多くなってきています。

子育て相談や特別保育事業などの積極的な実施、認定こども園における子育て支援センター機能の充実、地域の集会所等を利用した母親クラブの創設など、社会的育児支援制度と地域の育児支援体制の充実が必要です。

<アンケート問 16、18 関連>

【必要な取り組み】

(1) 多様な保育サービスの充実

- 低年齢児（未満児）保育や延長保育と一時的保育、病児保育の実施など保育サービスの充実を進めます。
- 保育サービスを充実し、子育て支援センターとしての機能が発揮できるよう、認定こども園として施設環境の充実を図ります。

(2) 育児がしやすい地域環境の整備

- 町広報、講座・教室、町ホームページなどにより、子育て・保育情報について周知を図ります。
- 子育て相談や保護者同士の交流の場づくりを進めるとともに、子育てに関する情報提供などを行います。
- 放課後児童クラブや放課後地域子ども教室の充実を図り、共働き世帯を支援します。
- 町学習交流施設、体育館などの公共施設や公園など、子どもが楽しく遊べる場の確保を図ります。
- 身近な子育て支援者として、女性団体、老人クラブなどによるボランティア活動への支援を行うとともに、相互に情報交換ができるような子育て支援のための諸団体や組織のネットワーク化を図ります。
- ひとり親世帯や経済的理由などによる生活困難な親子が安心して生活できるよう、実態把握に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。
- 「平泉町子ども・子育て支援事業計画」の各種施策に基づく、誰もが安心して子育てできるまちづくりを進めます。

(2) 相談支援体制の充実

- 児童虐待などの問題に対し、民生児童委員など関係機関と連携し、未然防止に努めます。
- 児童手当や生活・医療・教育費などに関する支援制度の周知を図ります。

基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

目標3 - 2

高齢者・障がい者などすべての人にやさしい地域づくりの推進

【現状と課題】

全国的に高齢化が進む中で、町においても高齢者の人口は年々増加しており、人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は令和7年末で42.6%となっています。高齢者の増加は要介護高齢者の増加も意味しており、その介護の多くは女性が担っているのが現状です。

また、障がい者においては自立と社会参加のため障がい福祉サービスや相談支援等の充実を図り、すべての人が共に暮せる社会の実現が一層求められています。

<アンケート問19、20 関連>

【必要な取り組み】

(1) 介護を支えあう環境づくりの推進

- 介護講座や認知症カフェ等を通して介護上の悩みや介護者同士の交流など、介護に関する知識の普及と介護者の健康づくりを図ります。
- 介護に関する学習会など男女が共に介護に携わる意識づくりを醸成します。
- 介護休業制度の普及促進を図り、男女が共に働きつづけながら介護できる環境づくりを進めます。

(2) すべての人が共に安心して暮せる社会の実現

- 障がい福祉サービスや相談支援等の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を促進します。
- 高齢者・障がい者・子ども・女性すべての人がいきいきと暮らせる社会をめざす「ノーマライゼーション※3」の理念の普及・啓発を図るため、福祉教育等の充実に努めるほか、関係機関との連携による支援体制の整備を図ります。
- 高齢者・障がい者の日常生活や社会活動を側面から支えるため、ボランティアによる幅広い活動を支援します。

※3 ノーマライゼーション

障がい者が特別視されることなく、社会に生活する個人として一般の社会に参加し、行動できるようにすべきであるという考え方をいい、現代の社会福祉における最も重要な基本理念です。

基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

目標3 - 3 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男女共に互いの身体の特徴を理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

女性は妊娠や出産、女性特有の病気にかかる可能性もあり、それを理由に社会的差別を受ける場合もあることから、健康上の配慮が必要であるとの認識を持つことが大切です。

すべての人が身体的、精神的、社会的に良好な状態で満足できる生活をおくるためにも、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※⁴」について男女が共に関心を持ち、正しい知識を得て認識を深める取り組みが必要です。

【必要な取り組み】

（1）生涯にわたる健康づくりの推進

- 女性は、生涯を通じて女性ホルモンが大きく変動し、心身の状態や変化により影響を受けやすいことから、女性特有の健康リスクについて啓発に努めます。
- 女性特有の病気である乳がんや子宮頸がん、女性ホルモンの影響を受けやすい骨粗しょう症などの検診受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めます。
- 喫煙や飲酒が健康に与える影響について、正しい知識の普及に努めます。
- 食望ましい食生活や運動習慣に関する正しい知識の普及を図り、男女が生涯を通じて自己の健康管理ができるよう、個人や家庭、地域、学校、職場等と連携し、健康づくりを推進します。

（2）思春期における性に関する教育・啓発・相談の推進

- 学校保健との連携により、発達段階に応じた性についての教育や学習の充実を図ります。

（3）母子保健サービスの充実

- 安心して妊娠・出産できるよう、各種健康診査や相談体制の整備を図ります。
- 保護者同士の交流を含めた育児に関する仲間づくりを進めながら、子育て支援サークルなど、地域での支援体制づくりを促進します。

（4）相談体制の充実

- 保健師、管理栄養士等による健康相談や訪問指導など、相談体制の充実を図ります。

※4 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）

「リプロダクティブ・ヘルス」とは、妊娠・出産及び性に関する女性の生活を通しての健康のことであり、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいいます。

「リプロダクティブ・ライツ」とは、いつ何人子どもを産むか産まないかを自分で決める自由と、生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きていく権利を、女性自身が持たなければならないという考え方が基本にあり、これを保障する権利をいいます。

女性の健康の重視と性の自己決定権の確立を目指した重要な概念です。

基本目標 4 いきいきと働けるまちづくり

目標 4 - 1 雇用の場での男女平等の促進と職場環境の整備

【現状と課題】

法制度の整備により、労働条件や就労環境のほか、採用・賃金・昇給・昇格などにおいても改善が見られますが、さらなる改善に向け、事業主や労働者の双方に対する労働関係法の遵守及び普及啓発が重要です。

このような中、国においては平成 27 年 8 月に女性が職業生活において能力を十分に発揮し活躍できる環境が整備されるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を制定しています。

また、職場においては休暇がとりにくいことや長時間労働、仕事と家庭の両立の困難さにより就労を中断することのないよう、男女がともに働き続けることを可能にするため、地域活動や家庭生活を両立できる環境の整備が進められてきたところですが、より安心して働く環境の整備が必要です。

<アンケート問 22～24 関連>

【必要な取り組み】

(1) 男女雇用機会均等法の理解を深める啓発

- 町民に対し男女雇用機会均等法の周知を図ります。
- 事業主に対し法の理解を得られるよう企業訪問等を活用し啓発活動を進めます。

(2) 労働基準法の理解を深める啓発

- 町民に対し労働基準法の周知を図ります。
- 事業主に対し法の理解を得られるよう企業訪問等を活用し啓発活動を進めます。

(3) 育児・介護休業法の理解を深める啓発

- 町民に対し育児・介護休業法の周知を図ります。
- 事業主に対し法の理解を得られるよう企業訪問等を活用し啓発活動を進めます。

(4) 労働相談体制の充実

- 就労相談、労働条件相談、ハラスメントの相談に適切に対応できるよう、関係機関と連携を深め、相談業務を行います。

(5) 女性活躍推進法の推進

- 女性の個性と能力が職業生活において、十分発揮され活躍が推進されるよう啓発に努めます。

(6) 職場内における相互の理解

- 職場において相互の理解が深められ、仕事と家庭が両立でき、安心して働ける環境が整備されるよう啓発に努めます。

基本目標 4 いきいきと働けるまちづくり

目標 4 - 2 職業能力の開発と就業支援

【現状と課題】

終身雇用制・年功賃金の制度が大きく変化している中で、年齢や結婚の有無に関わらず、多様な働き方の女性が増加しています。

また、育児や介護などの家庭的責任との両立を図りながら継続できる働き方を選択せざるをえない状況もあり、多様な労働形態で働く女性の自立と地位向上を図るため、職業能力開発機会の確保や就業情報の提供など支援体制の充実が望まれます。

【必要な取り組み】

(1) 女性の意識の形成と職業能力の開発支援

- 個人の適正や能力にあった職業選択、有効な資格や技能の取得ができるように情報提供を行います。
- 転職、再就職、起業を支援するため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のため講座を開催します。

(2) 女性の就業支援のための環境整備

- 育児、介護などで退職した女性のために、再就職に必要な知識、技術を習得する講座の開設情報の提供を行います。
- 関係機関や団体と連携を図りながら、雇用の確保及び就業情報の提供を行います。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、働き方の見直しや多様な働き方について、各種啓発活動を通じて理解を促します。

基本目標4 いきいきと働けるまちづくり

目標4-3 農業・商工業などの自営業における男女共同参画

【現状と課題】

農業や商工業などの自営業に従事する女性は、生産や経営の担い手として重要な役割を果たしています。しかし、多くは独自の報酬を得ておらず、また、果たす役割が適正に評価されないなど、経営や事業運営の方針決定が男性中心に行われていることが多い状況です。

このため、女性の果たしている役割に対する適正な評価と、家族経営協定の普及促進による働きに応じた報酬の確保、適正な労働時間や定期的な休日の確保など、就業条件の整備促進が必要です。

また、経営や事業運営に参画していくための女性の能力向上を図るとともに、女性自らが経営に対して積極的に参加する姿勢をみせることも必要です。

【必要な取り組み】

(1) 女性の労働に対する適正評価と方針の決定への参加促進

- 家族経営協定の促進を図ります。
- 女性の認定農業者への登録を支援します。

(2) 女性起業家の育成支援

- 地域の農産物を活用した新たな加工品づくり、グリーンツーリズム等を行うため、学習機会の提供と支援制度の情報提供に努めます。
- 観光と農業を結びつけた事業経営の促進を図り、商品開発、販売のネットワーク化、運営支援を行います。

第3章 計画の推進

1 計画推進の組織体制

(1) 平泉町男女共同参画推進委員会

○計画の実効性を高めるため、学識経験者や町民の代表で構成する男女共同参画推進委員会を組織し、住民の意向の把握、政策の点検、計画の進行管理を行います。

(2) 平泉町男女共同参画推進連絡会議

○全庁的な政策調整、合意形成、施策・事業の推進状況の確認を行うため、庁議を活用した推進連絡会議を開催します。

(3) 各課の推進体制の整備

○男女共同参画行政は、庁内各課に関係しており、各課との連携、情報共有によりプランを推進します。

2 計画推進の進行管理

○上位計画となる第6次平泉町総合計画をはじめとする各種計画における関係施策を達成度評価の数値とし、庁内各課の取り組み状況について毎年度調査を行い、次年度以降の施策に反映させていきます。

○町民の意識変化や行政への要望を把握するため、「男女共同参画に関する意識調査」を計画的に実施します。

3 広報・啓発活動

○計画の内容を概要版にまとめ、様々な機会をとらえて配布します。

○男女共同参画について広報等で計画の内容を町民に周知します。

<参考資料>町民アンケート調査結果

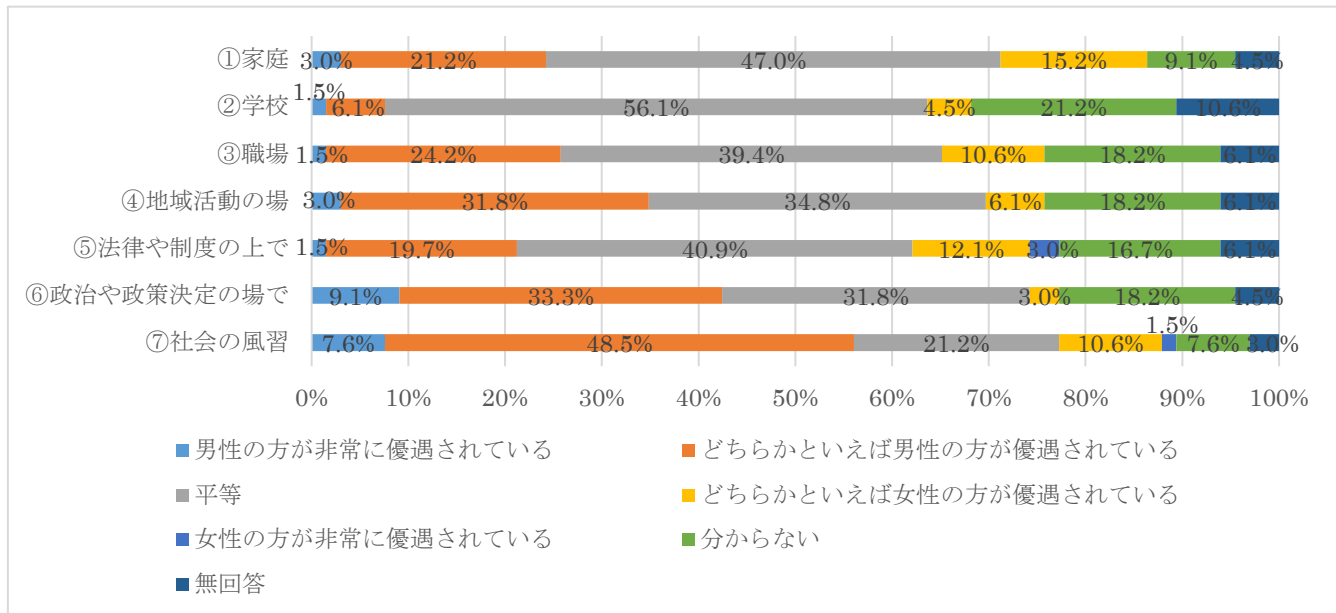
アンケート調査の状況

実施年度	調査対象	回答者数
令和7年度	町内在住の16歳以上の町民500名	148名(29.6%)
平成28年度	町内在住の20歳以上の町民500名	214名(42.8%)

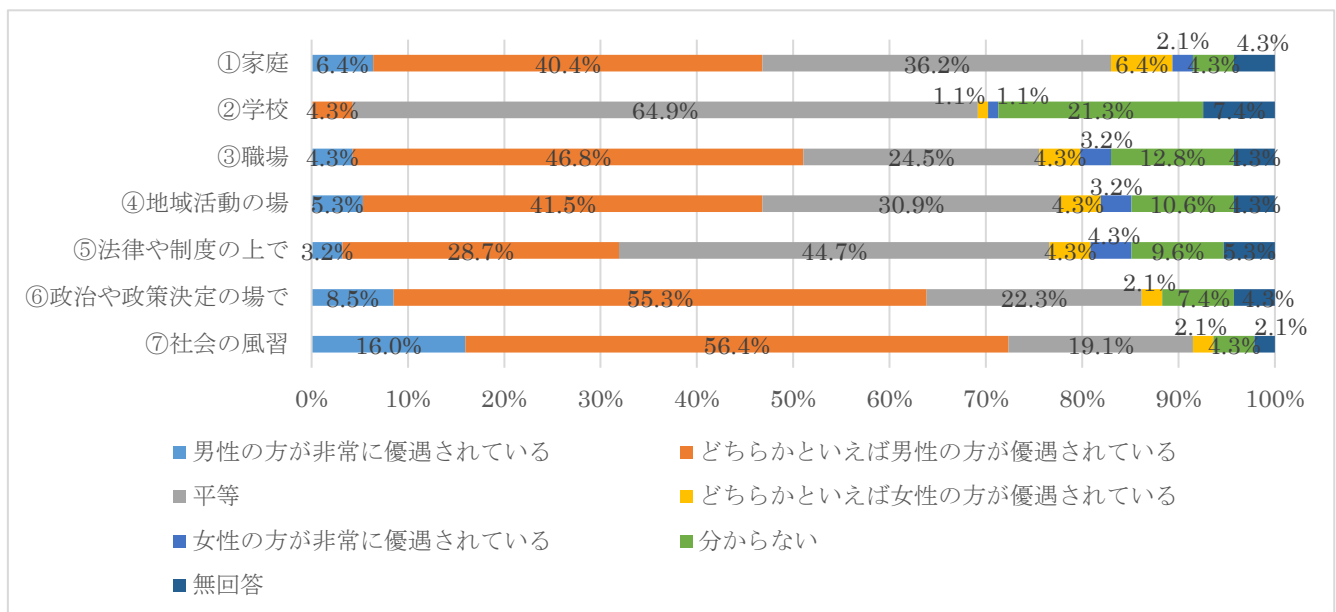
1 男女平等についてお伺いします。

問1 あなたは今の社会で、次のような各分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。次の①～⑦の各項目ごとに1～6の中から1つずつ選んで番号に○をしてください。

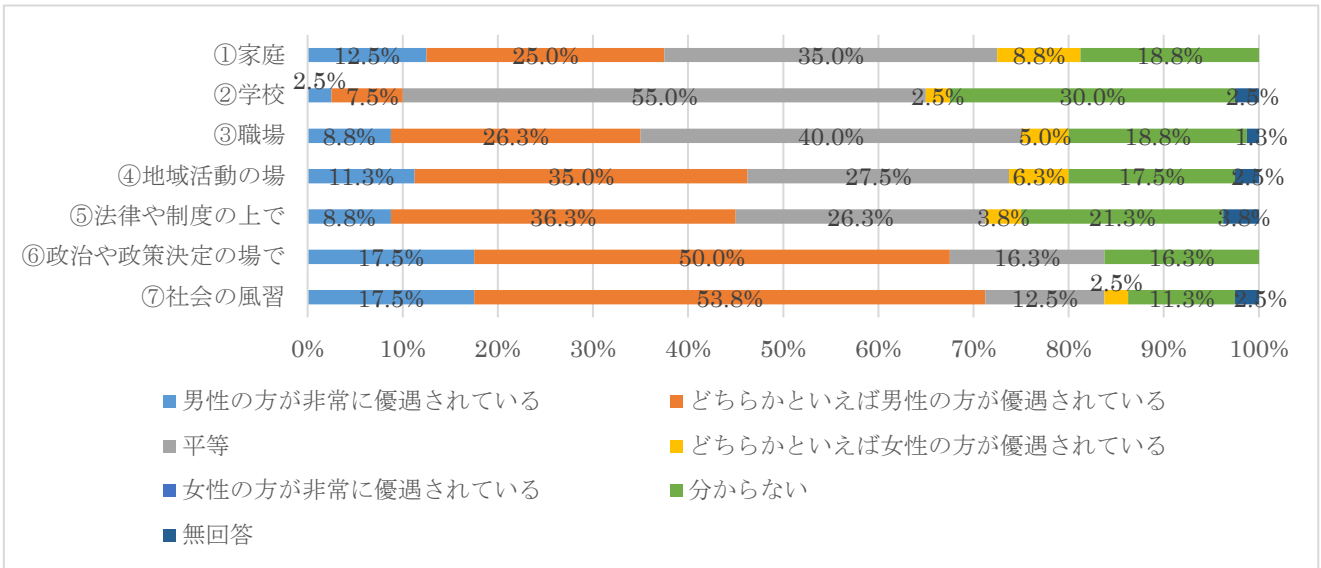
【男性】令和7年度



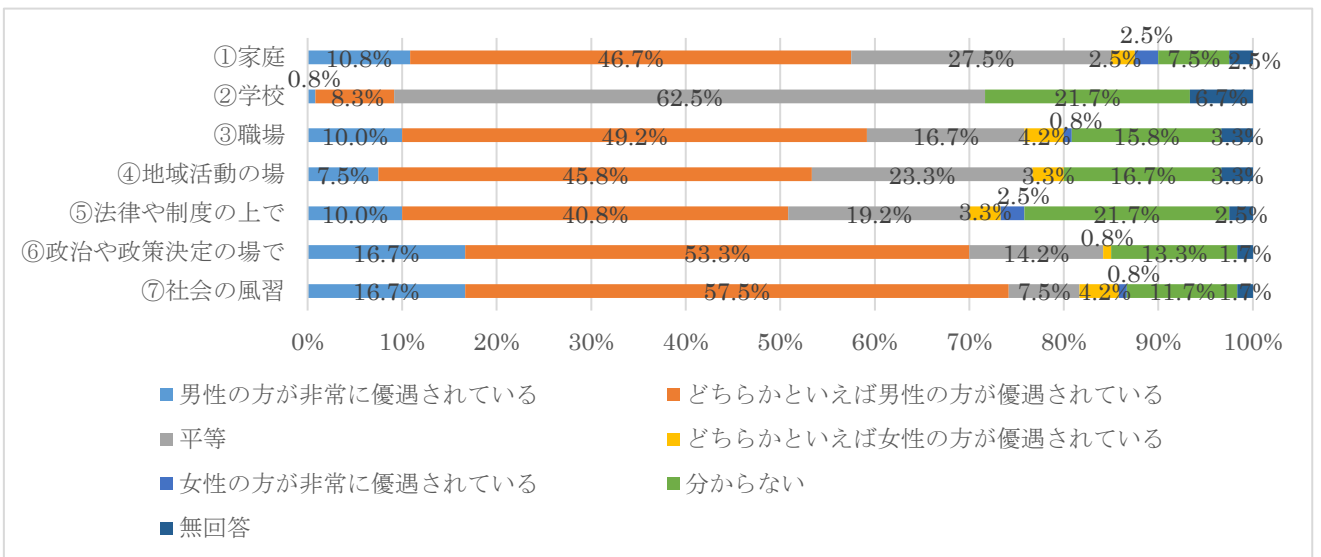
【男性】平成28年度



【女性】令和7年度

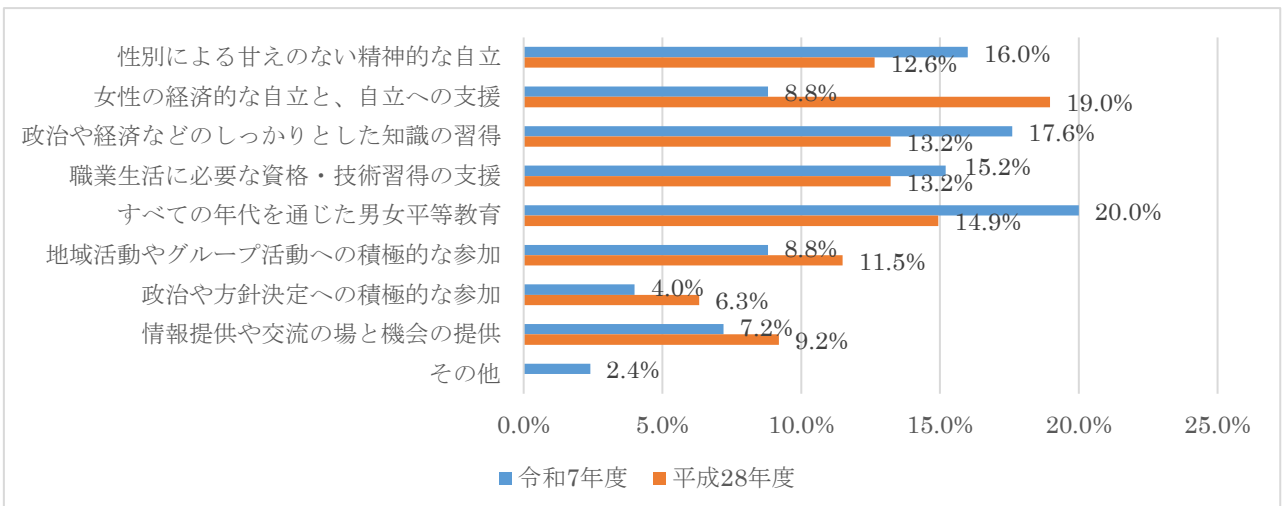


【女性】平成28年度

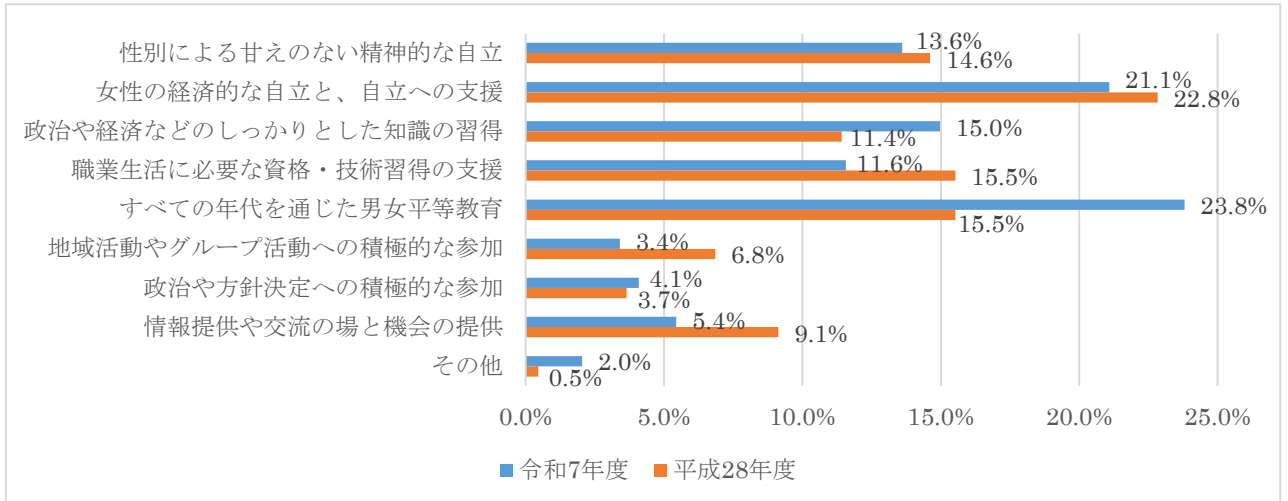


問2 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、あなたは何かが必要だと思いますか。2つまで選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



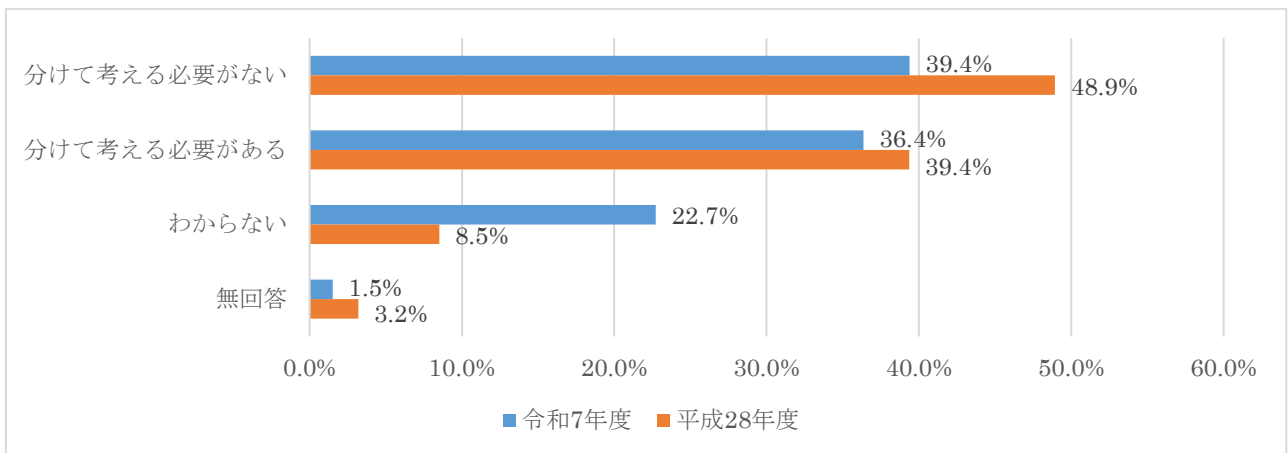
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性]・平等を通り越して尊卑が出ない取組 ・親世代が平等・不平等を理解する事

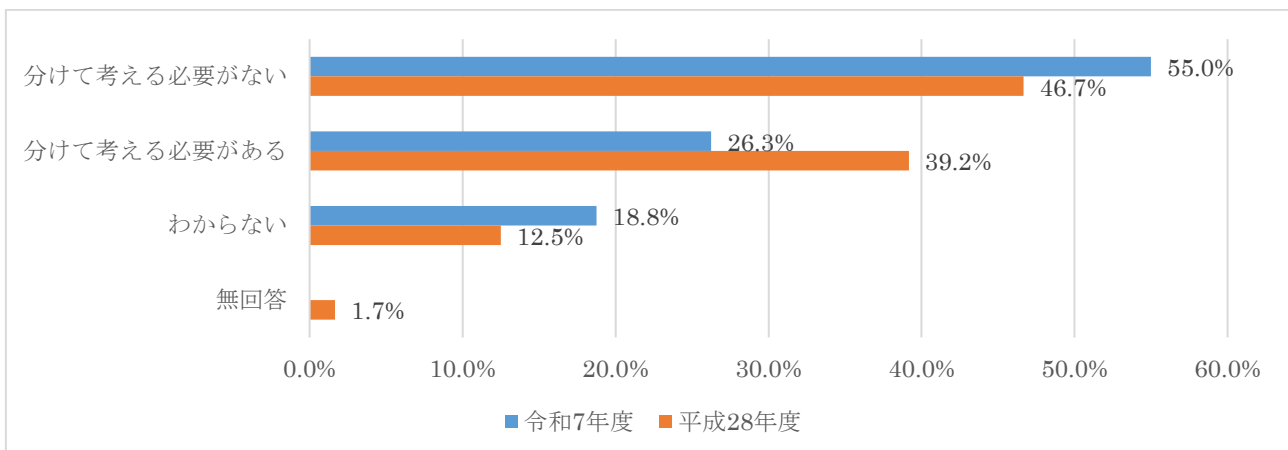
[女性]・性差を考慮した平等 ・幼少期からの教育

問3 あなたは子育ての方針において「男の子」と「女の子」を分けて考える必要があると思いますか。次の中から1つ選んで番号に○をしてください。

【男性】



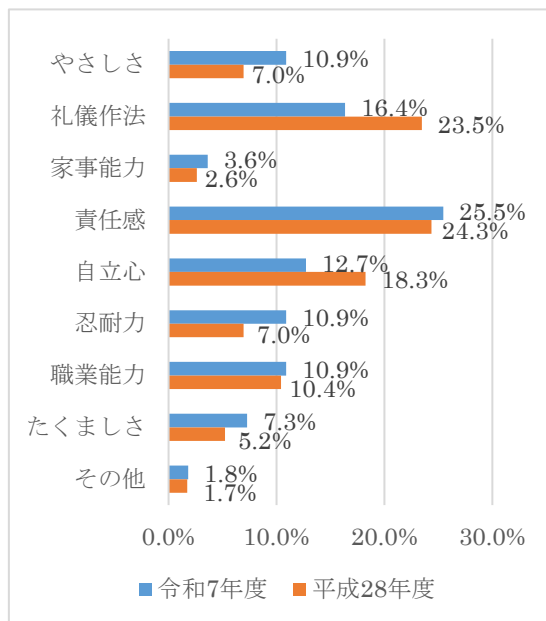
【女性】



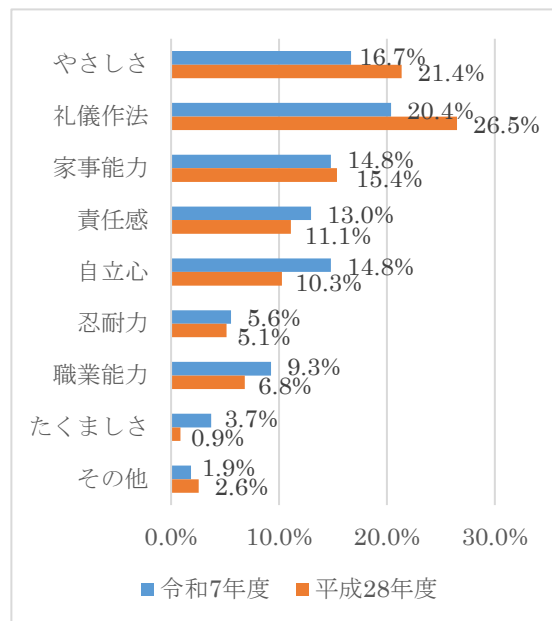
問4 (問3で「分けて考える必要がある」と回答した方だけお答えください)

あなたは「男の子」と「女の子」に対してどのようなことに気をつけて育てたらよいと思いますか。次の中から3つまで選んで番号に○をしてください。

【男性】(男の子)



(女の子)

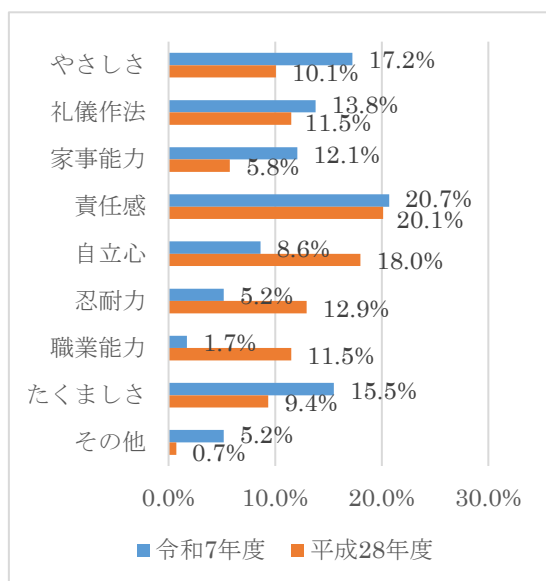


(参考)「その他」の回答 ※抜粋

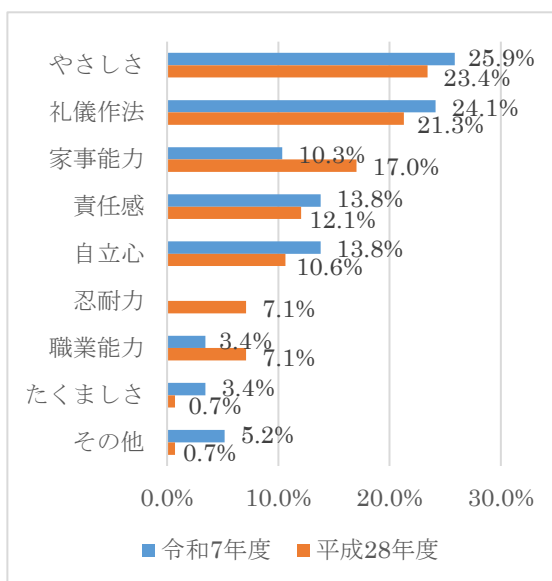
[男の子]・リーダーシップ

[女の子]・その人に合った人生を送れること

【女性】(男の子)



(女の子)



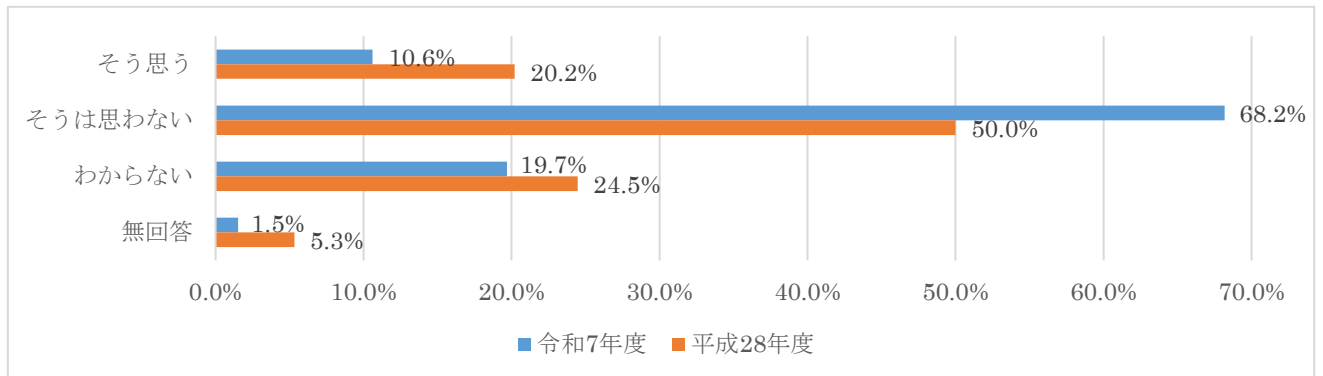
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男の子]・染色体の構造の違い ・ホルモンの違いによる力の強さの違い等

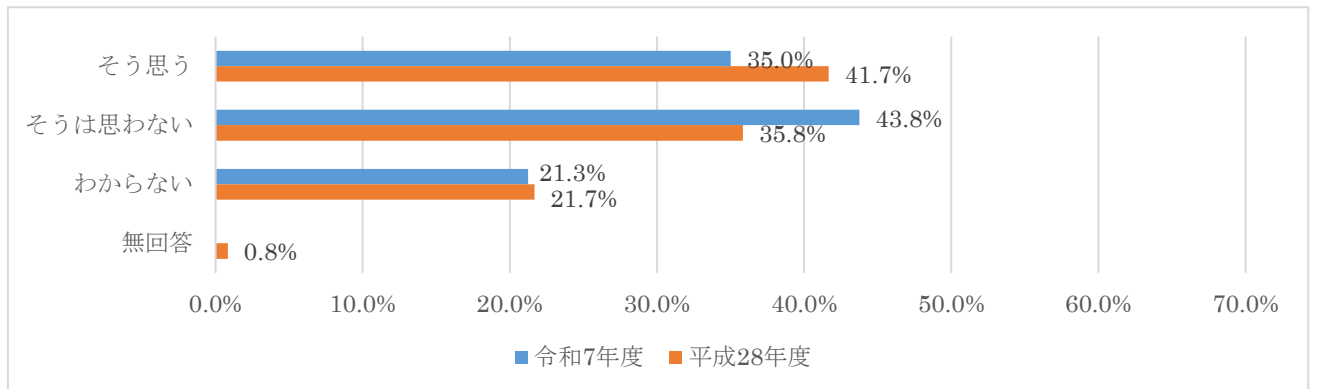
[女の子]・防犯 ・身体の構造

問5 あなたは社会の中で特に女性の人権が無視されていると感じることはありますか。
次の中から1つ選んで番号に○をしてください。

【男性】



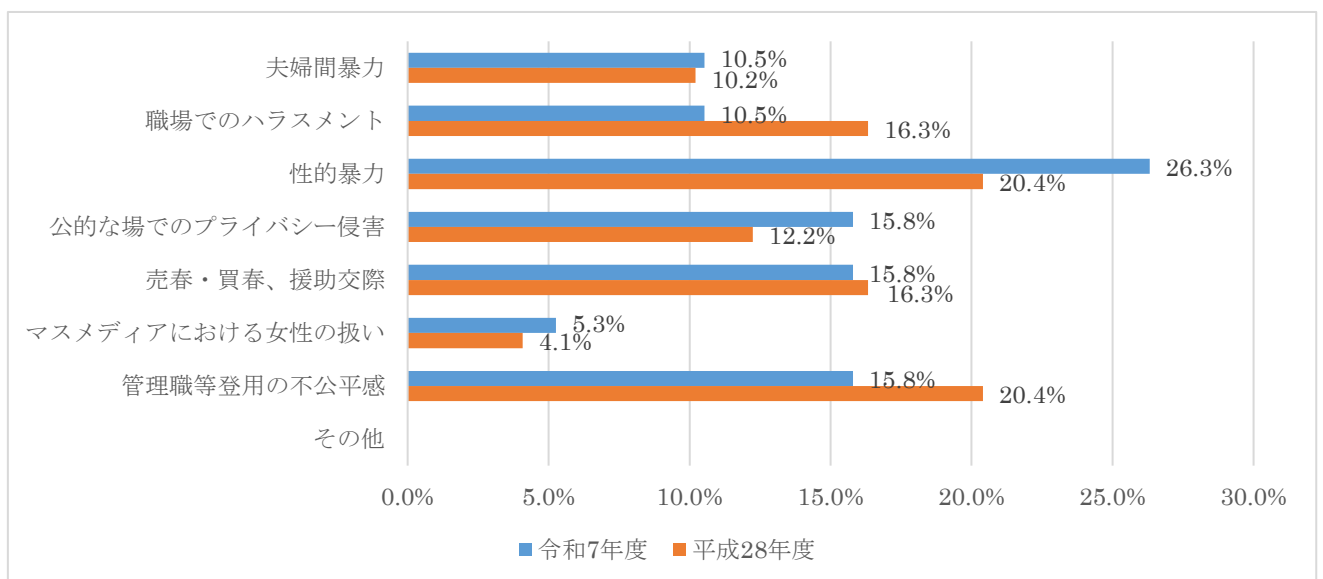
【女性】



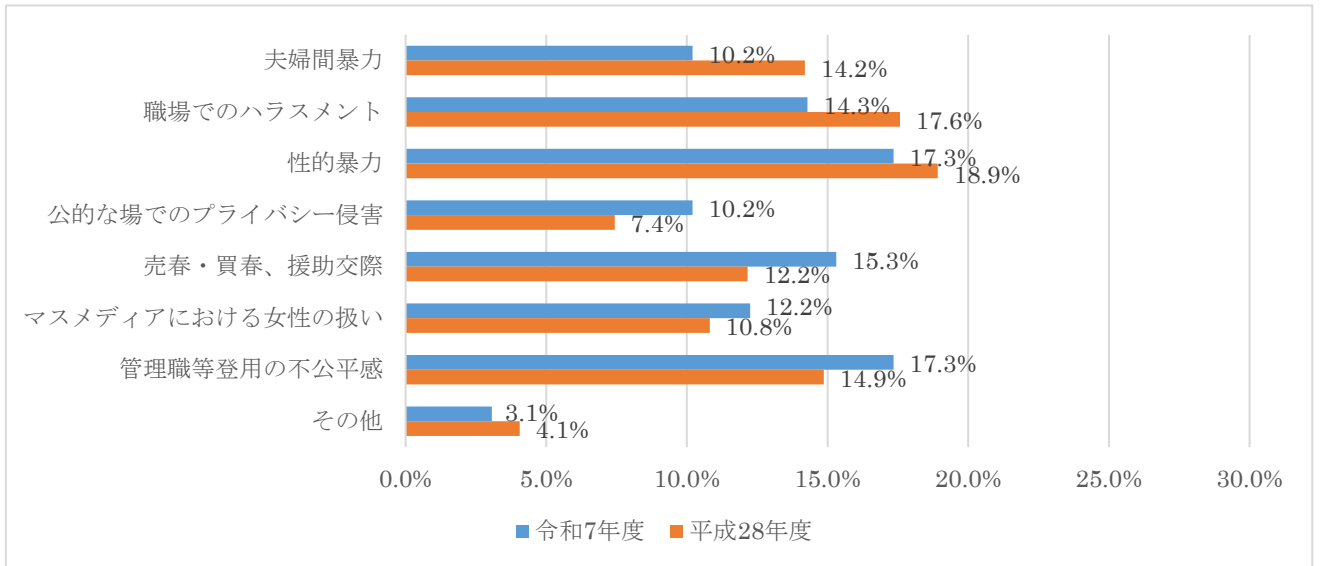
問6 (問5で「そう思う」と回答した方だけお答えください)

それはどのような場合に感じますか。次の中からあてはまるものすべての番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



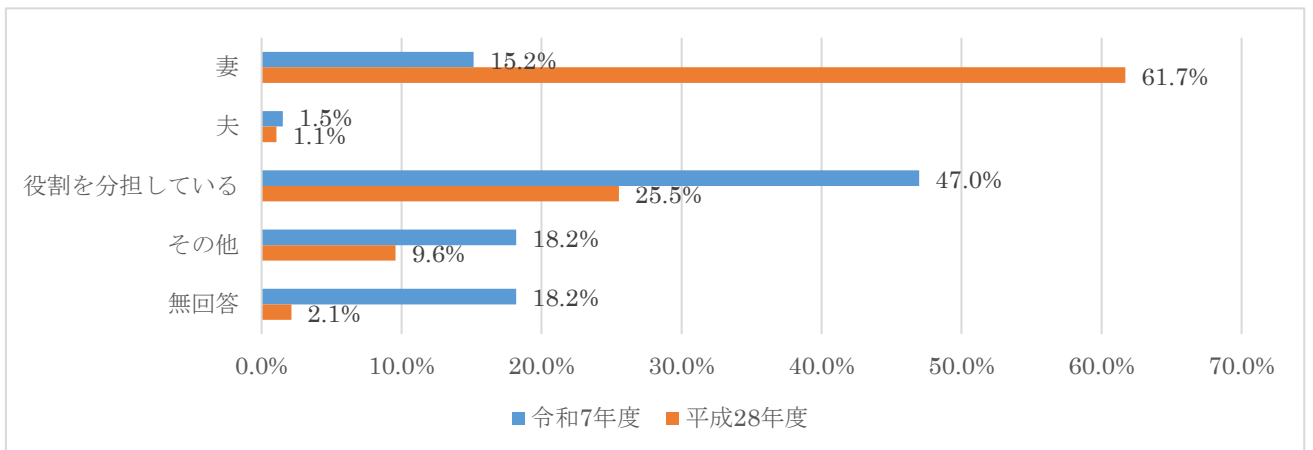
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性] 回答なし [女性] 教育内容 (性教育、人権教育で男女別にする等)

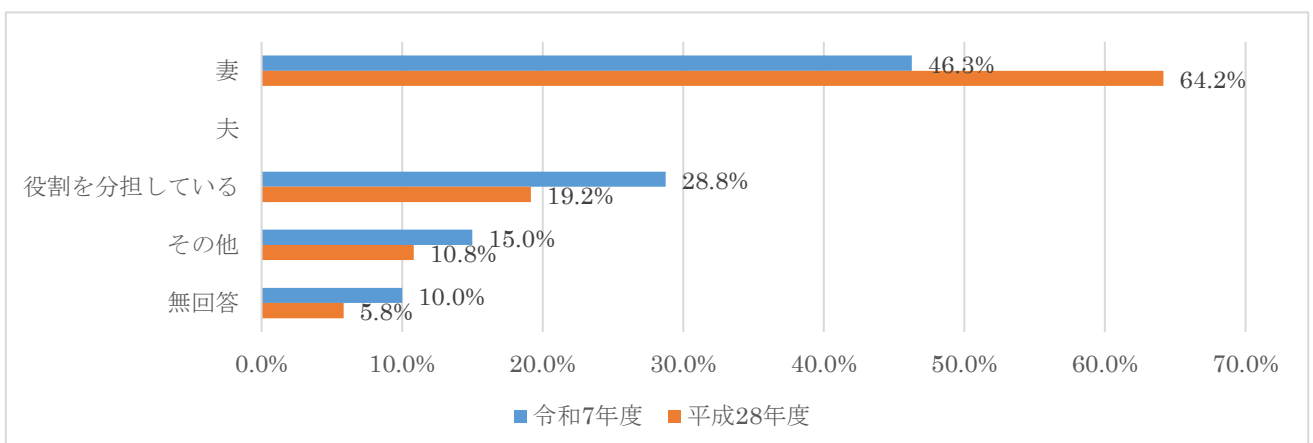
2 家庭や地域生活についてお伺いします。

問7 あなたの家庭生活で、炊事や洗濯など主に誰がしていますか。次の中から1つ選んで番号に○をしてください。(単身世帯の方は問9に進んでください)

【男性】



【女性】



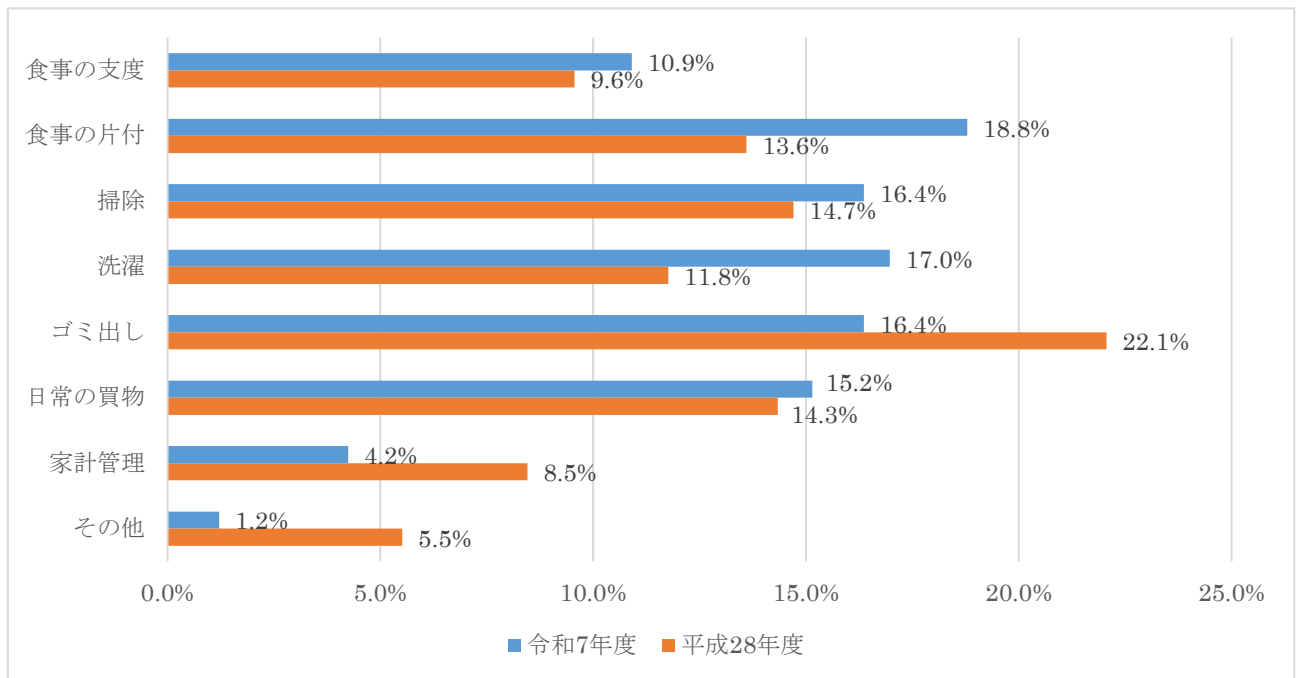
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性]・祖母 ・母 ・親 ・自分

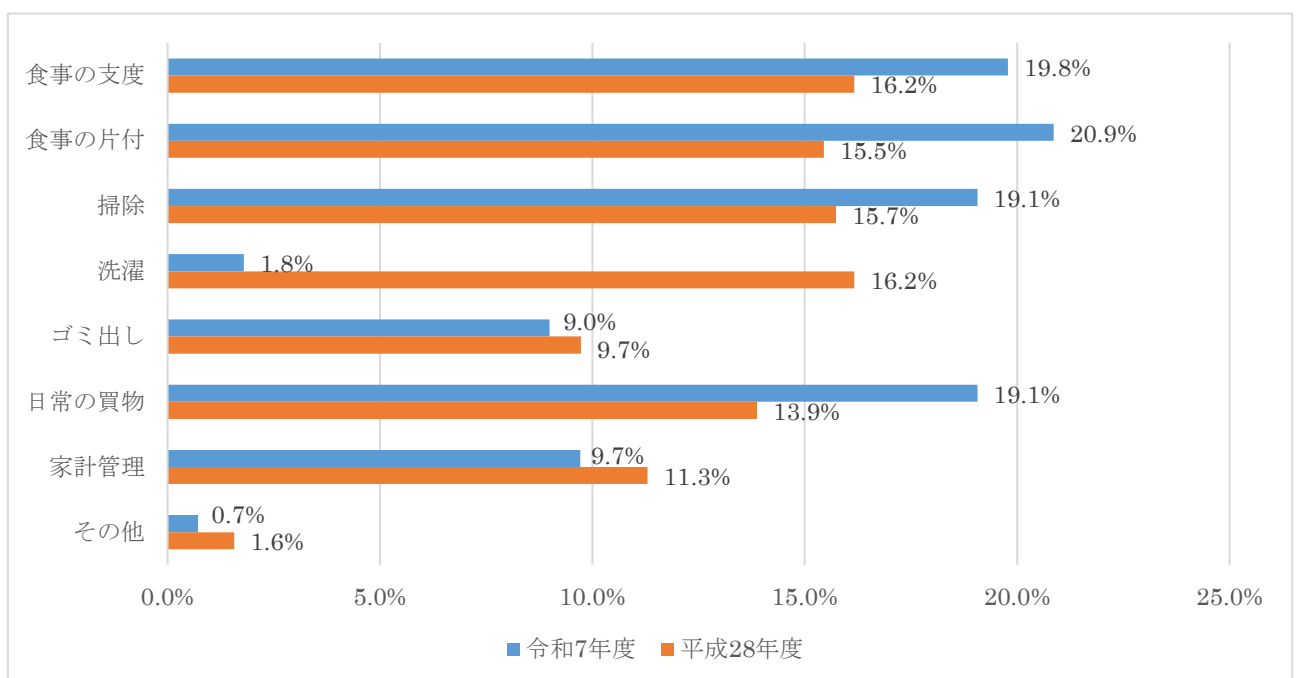
[女性]・祖母 ・母 ・子 ・自分 ・そのときできる人

問8 あなたの家庭生活中、あなたが日常行っている家事は何ですか。次の中からあてはまるものすべての番号に○をしてください。

【男性】



【女性】

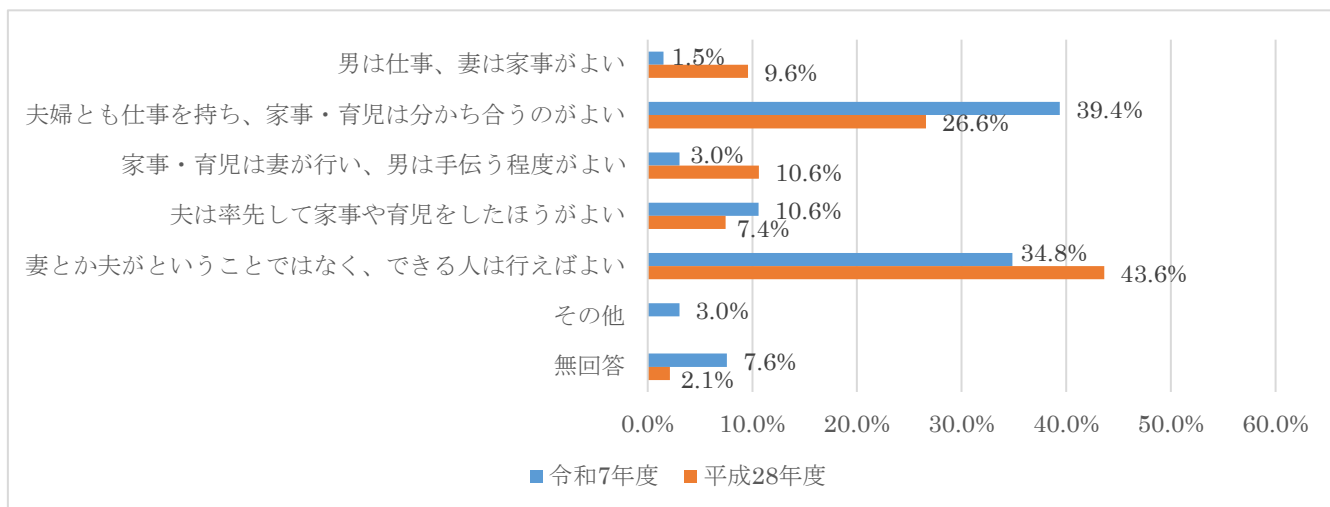


(参考)「その他」の回答 ※抜粋

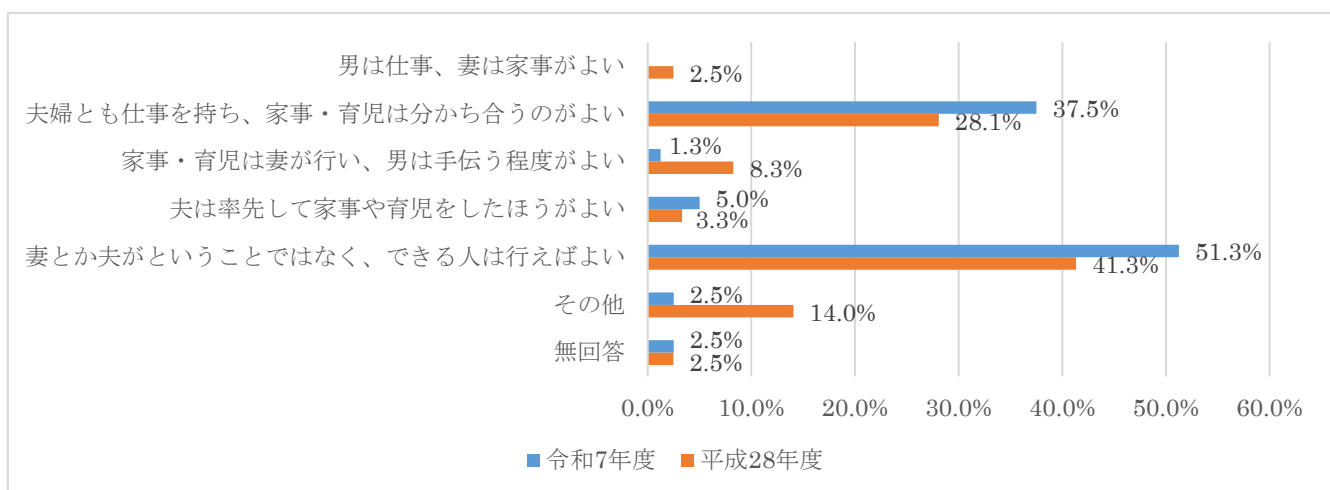
[男性] 回答なし [女性]・その時にできる事

問9 あなたは家族の形が多様になっている中、夫婦の役割についてどのように考えていますか。次の中から1つ選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



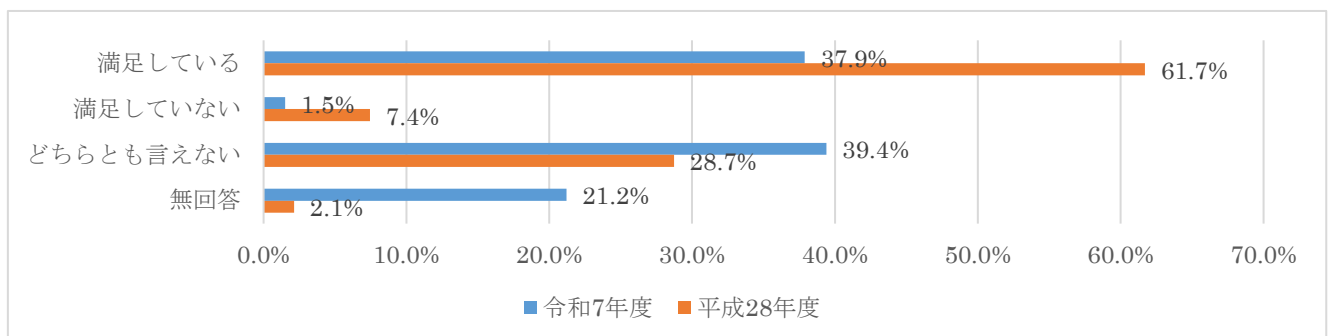
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性]・得意な家事ごとに分担すればよい ・夫婦間のことなので一概に言えない

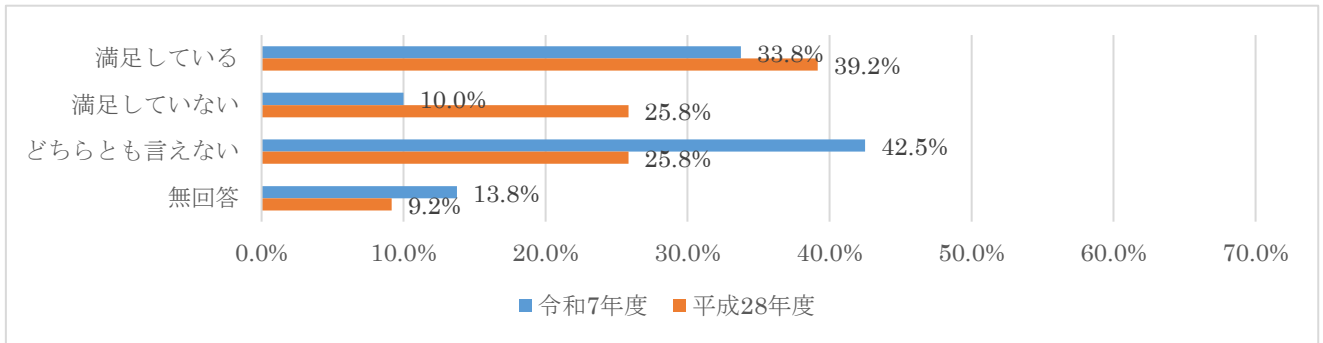
[女性]・それぞれでいいと思う ・チームとして役割分担を行う

問10 あなたは家庭生活（炊事や洗濯など）において、パートナーの協力する姿勢について満足していますか？次の中から1つ選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】

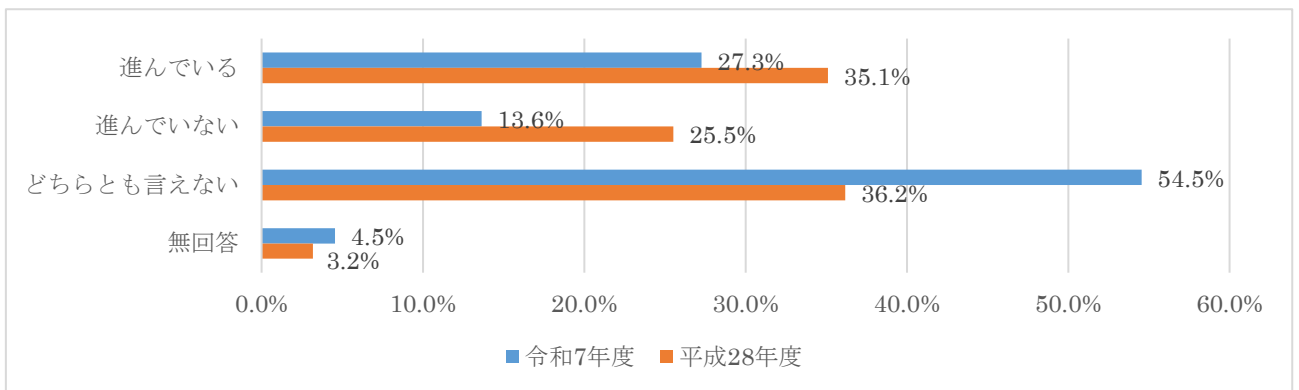


問 11 問 10 で回答した理由を以下にご記入ください。（自由記述） ※抜粋

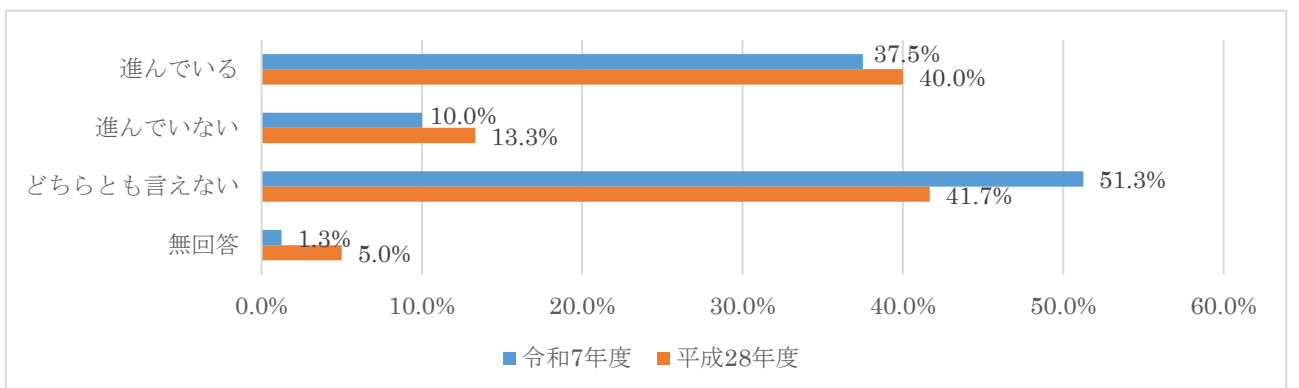
- ・一方的にどちらかが家事をするのは不公平だと思う。仕事の時間などで状況が違えど、協力する姿勢を持つことが当たり前の世の中になってほしい。
- ・家事はできるようになり平等になりました。私（妻）が正社員で働くことに理解があり、
- ・手直しが必要になり、自分が行った方がきれいに仕上がる事が多い為。
- ・夫は高齢で未だ仕事を持っているので、家事まで行いう余力はないと思うから。
- ・もっと協力してほしいと思うこともあるが、できる限りのことはやってくれていると思う。

問 12 あなたは町内会、PTAなどの役職、行政委員への女性の進出が進んでいると思いますか。次の中から1つ選んで番号に○をしてください。

【男性】



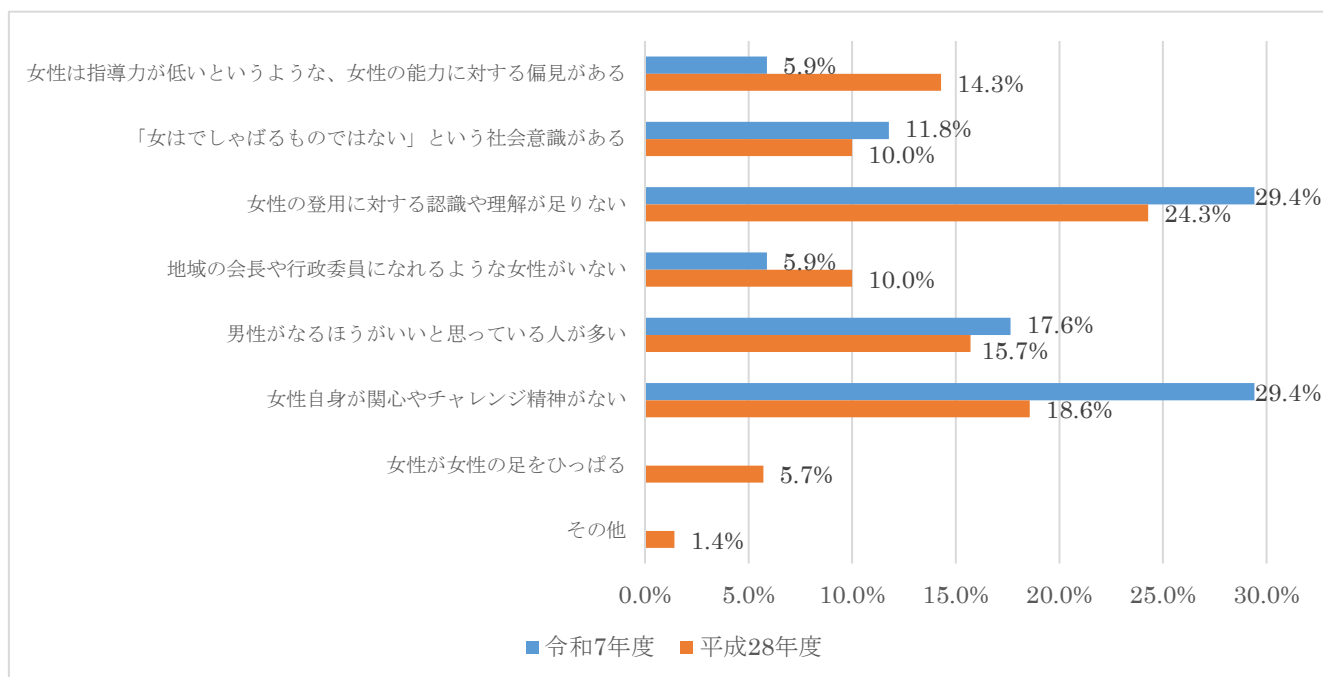
【女性】



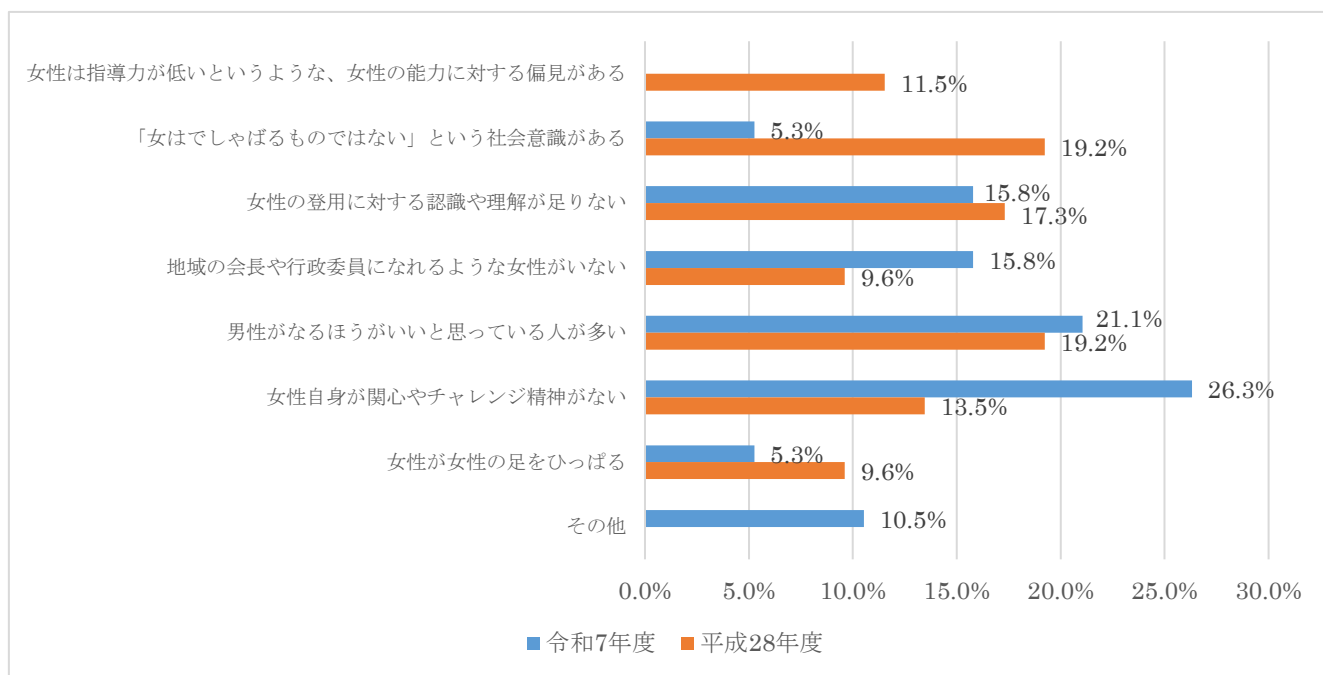
問 13 (問 12 で「進んでいない」と回答した方だけお答えください)

その原因はどこにあると思いますか。次の中から原因として考えられるものを3つまで選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



(参考)「その他」の回答 ※抜粋

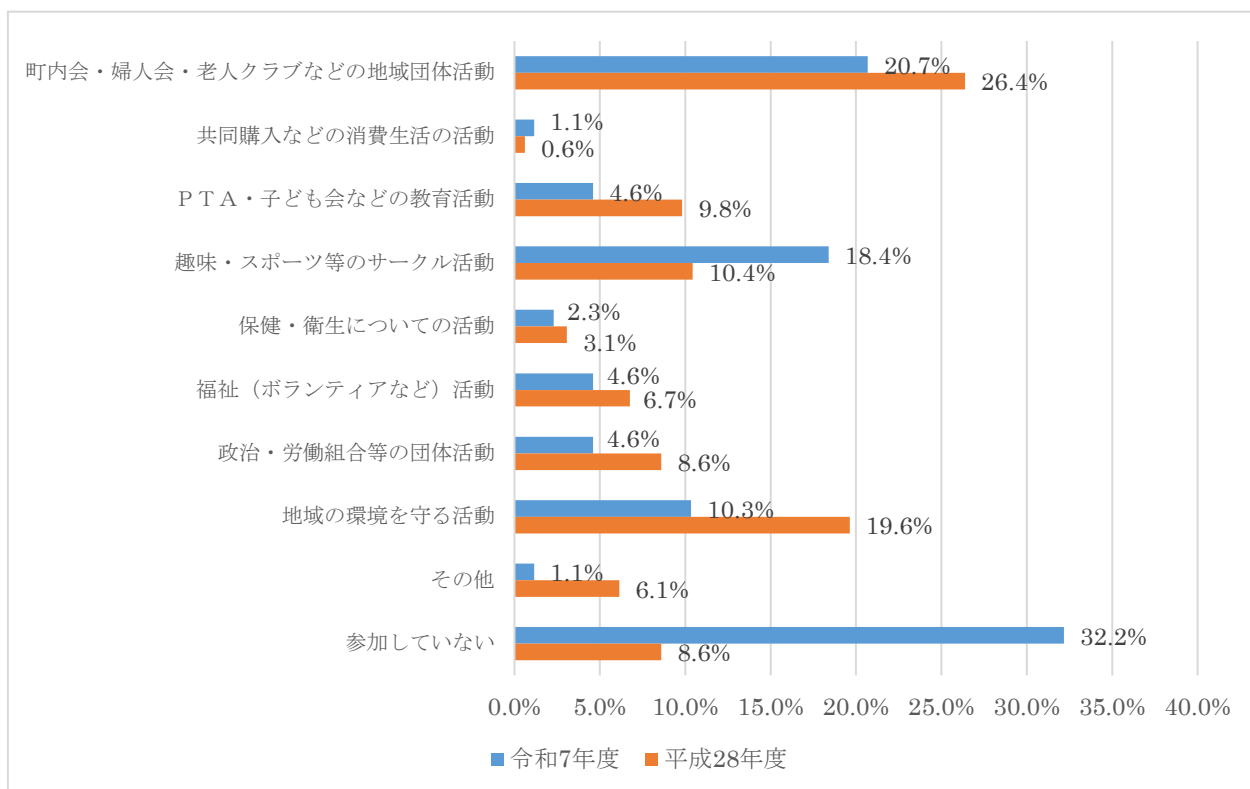
[男性] 回答なし

[女性]・女性の方が自己評価が低い傾向があるので、責任ある仕事に対して荷が重いと考えるのでは

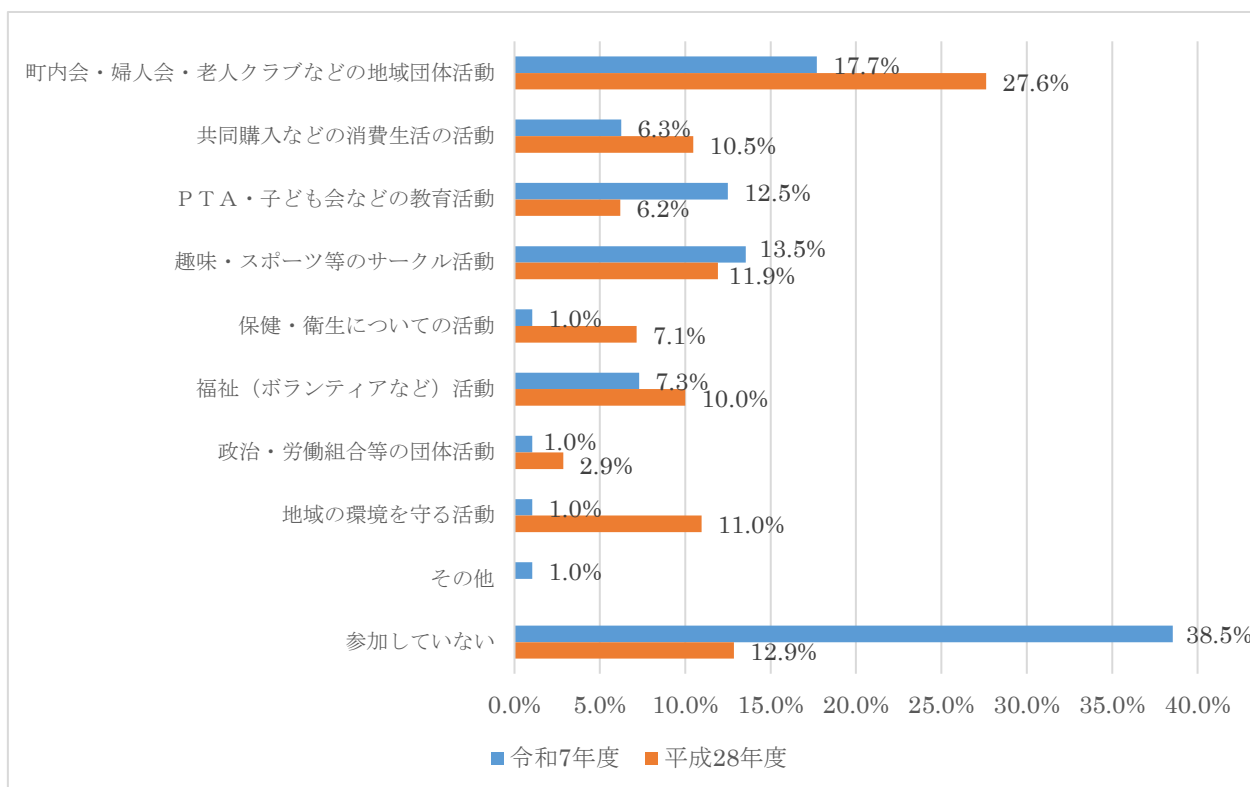
- ・出産、子育て等のブランク期間を穴埋めできるシステムが確立できていない

問 14 次の活動の中で、現在あなたが参加しているものをすべて選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



(参考)「その他」の回答 ※抜粋

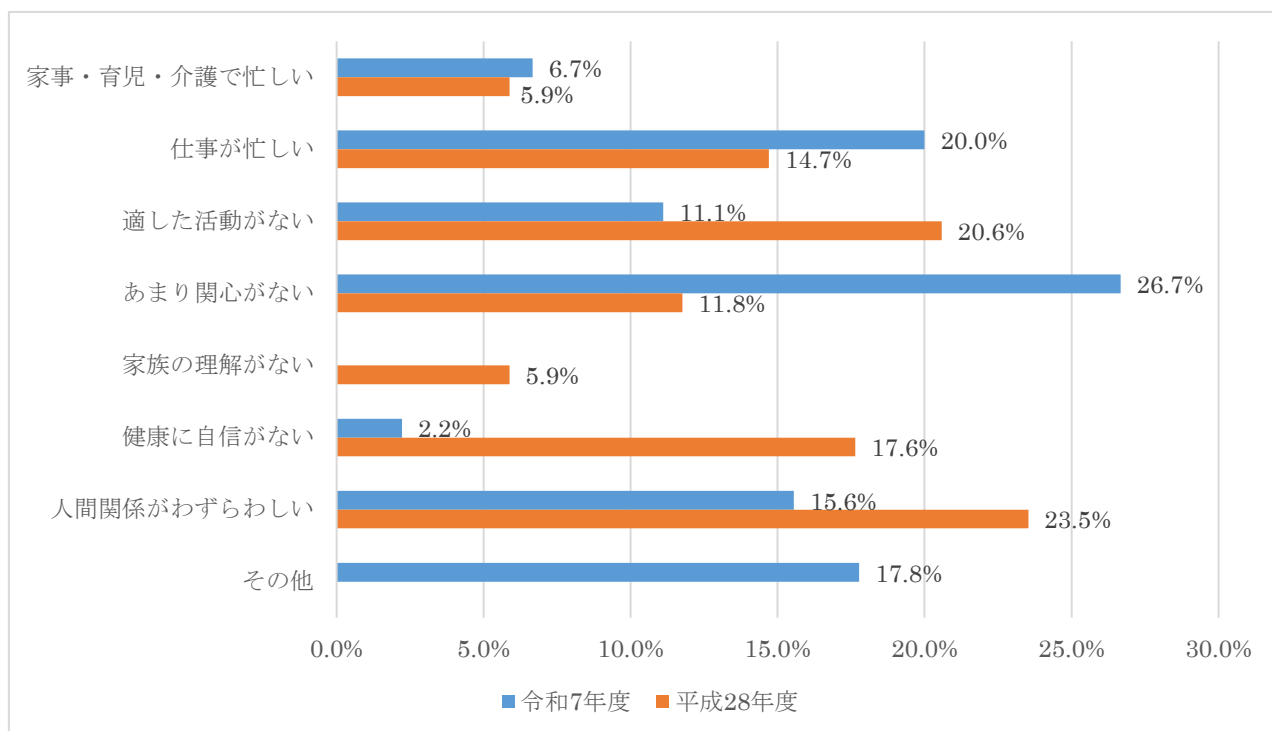
[男性]・消防団活動

[女性]・交通安全母の会など

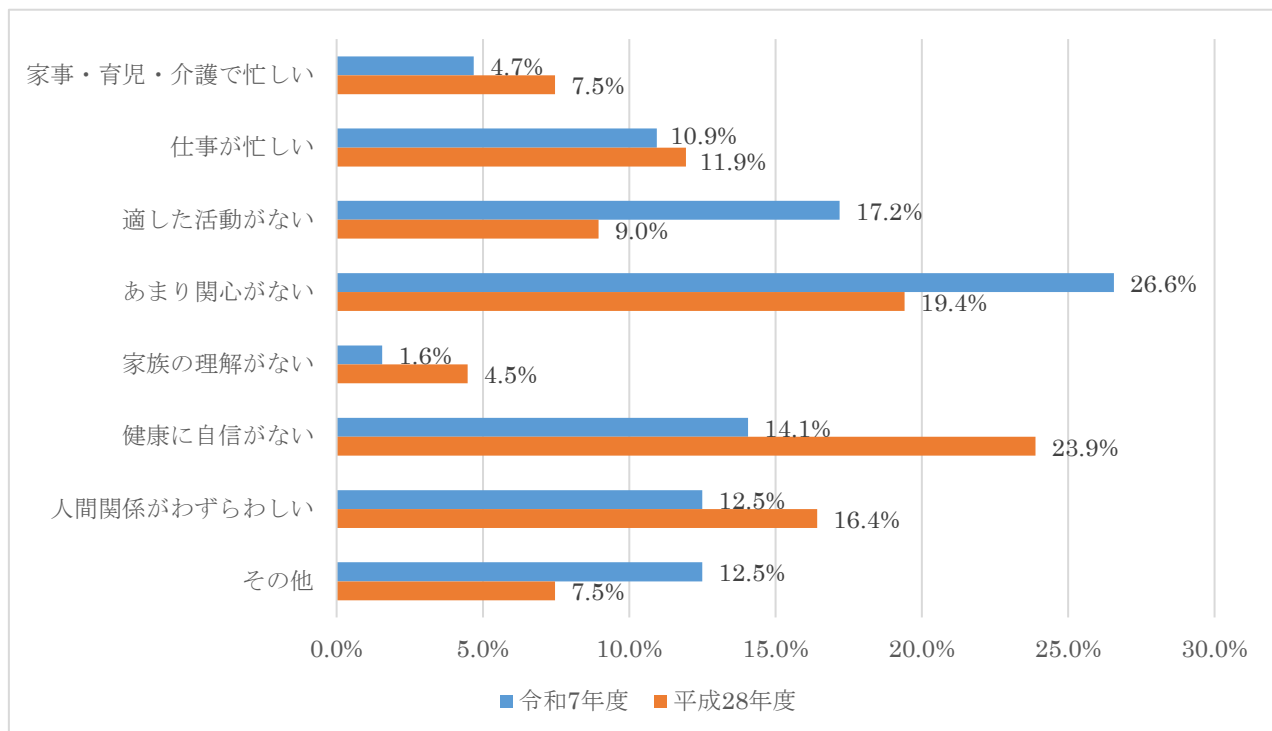
問 15 (問 14 で「参加していない」と回答した方だけお答えください)

参加していない理由は何ですか。次の中からあてはまるものすべて選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



(参考)「その他」の回答 ※抜粋

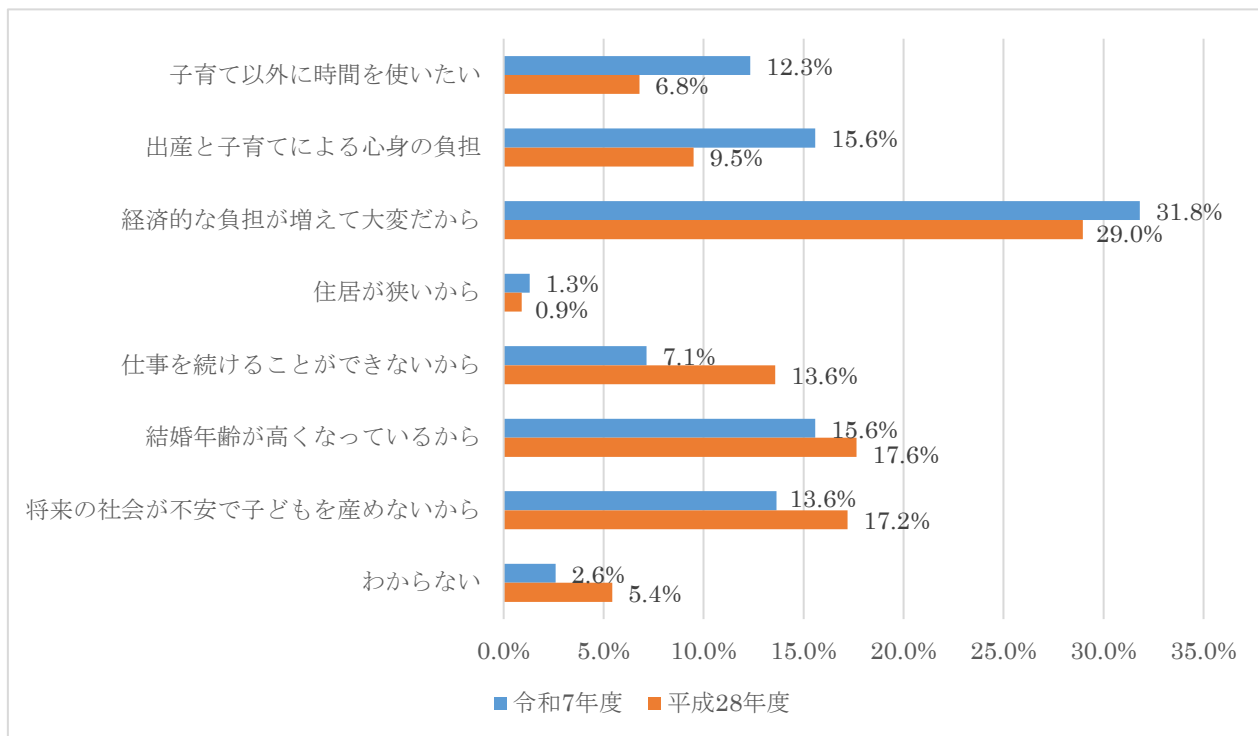
[男性]・参加のタイミングが分からない ・年齢が離れているから ・部活動、勉強

[女性]・きっかけがない ・できれば避けたい ・勉強で忙しい ・経済的な問題

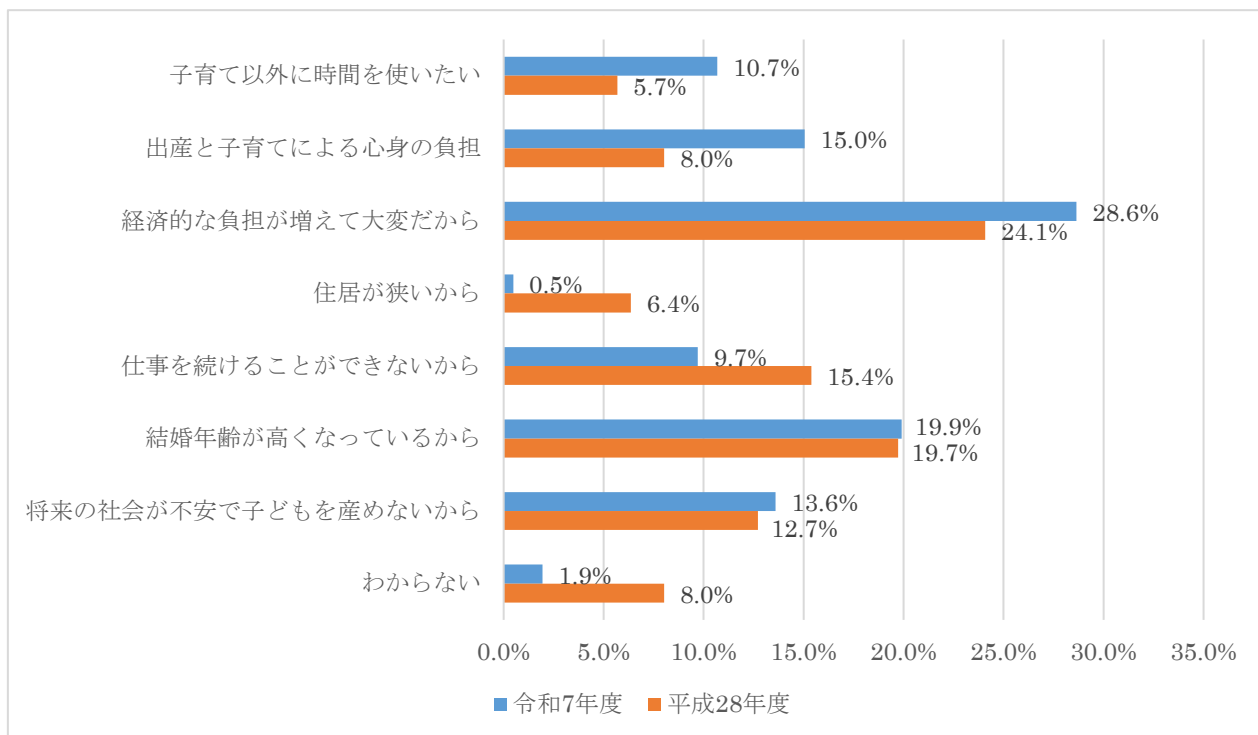
・何の活動があるのか町民が分かっていない

問 16 あなたは現在出生率が低下しているのはなぜだと思いますか。次の中からあてはまると思うものを3つまで選んで番号に○をしてください。

【男性】

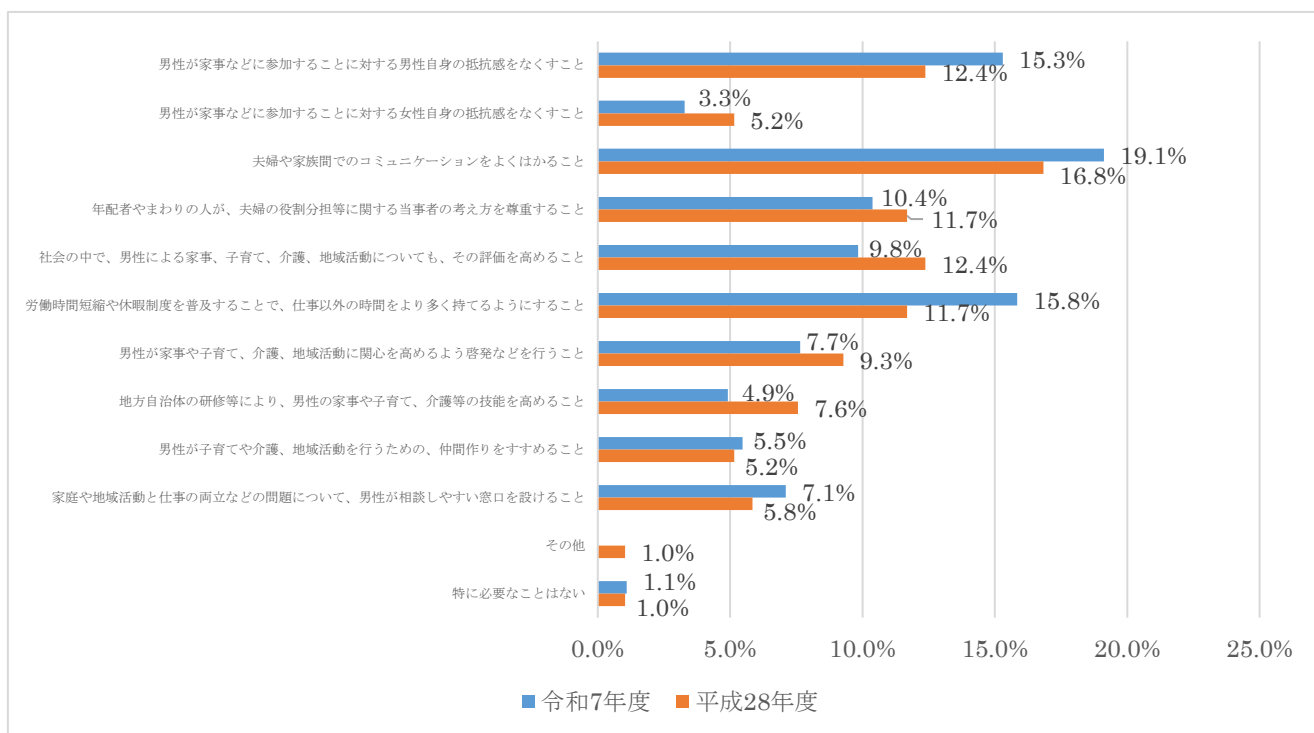


【女性】

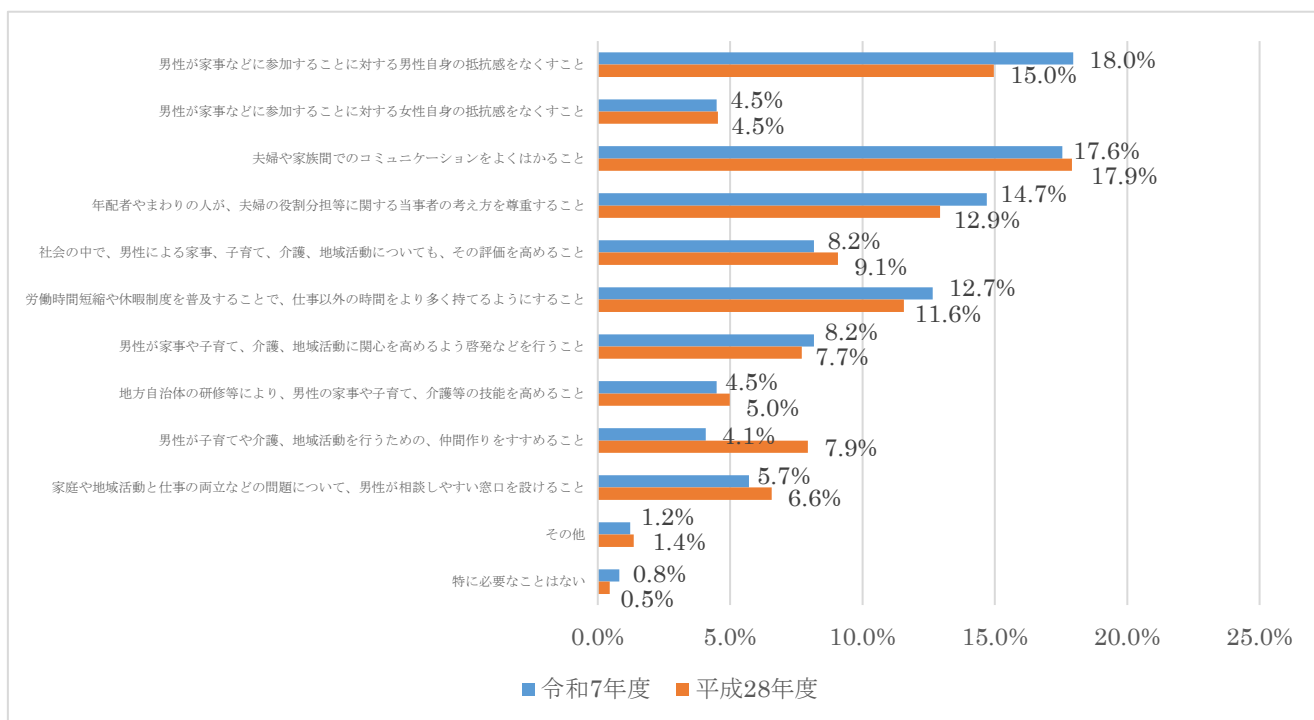


問 17 あなたは、今後、男性が家事・子育て・介護・地域活動などに関わっていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の活動のなかであてはまるものをすべて選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



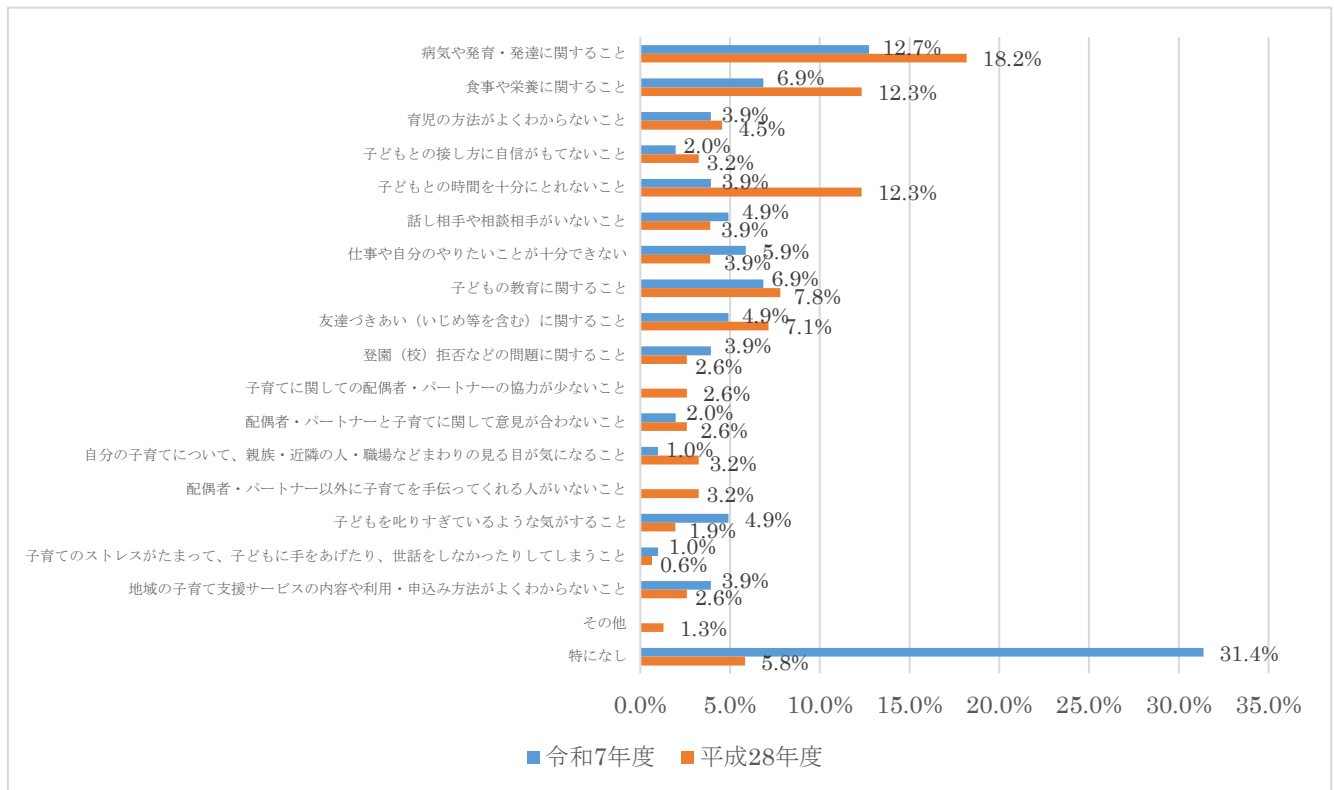
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性] 回答なし

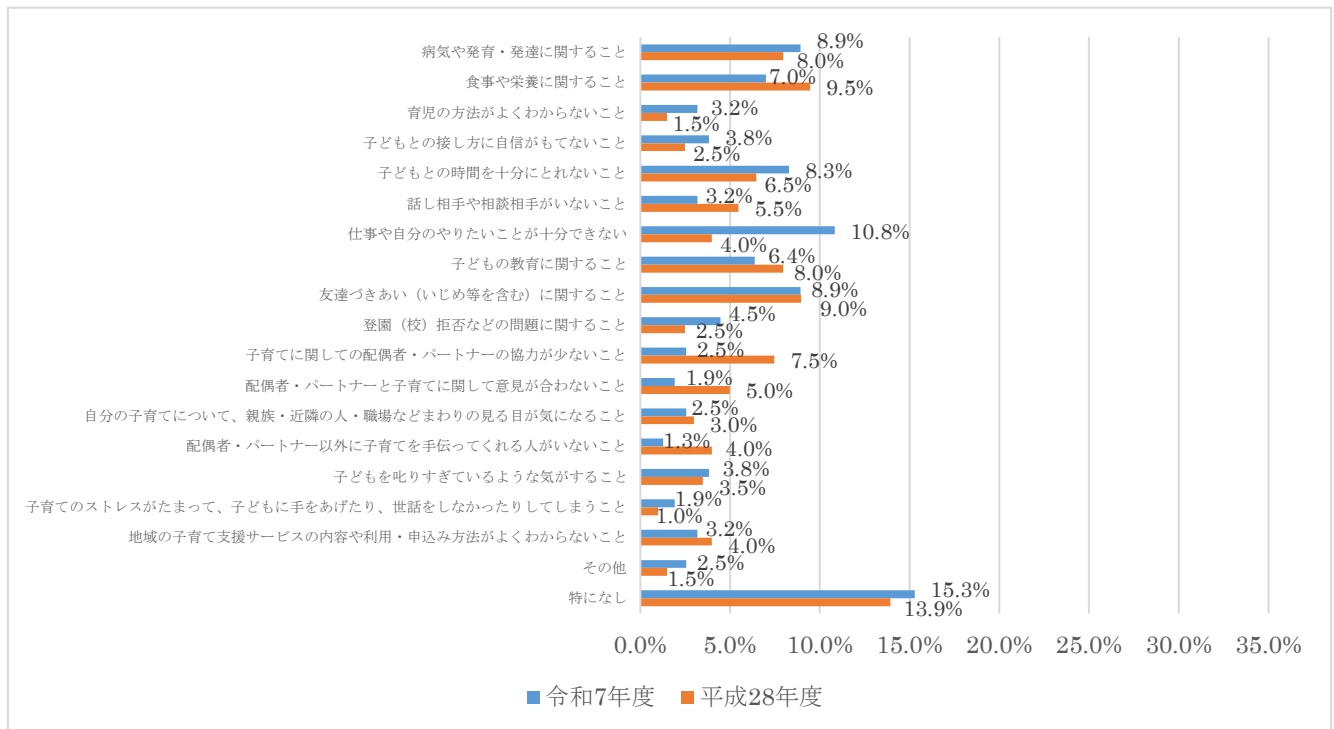
[女性]・職場の理解 ・小さい頃からの啓発、職場での啓発

問 18 あなたは子育てに関して日常悩んでいること、または気になることはありますか。
次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



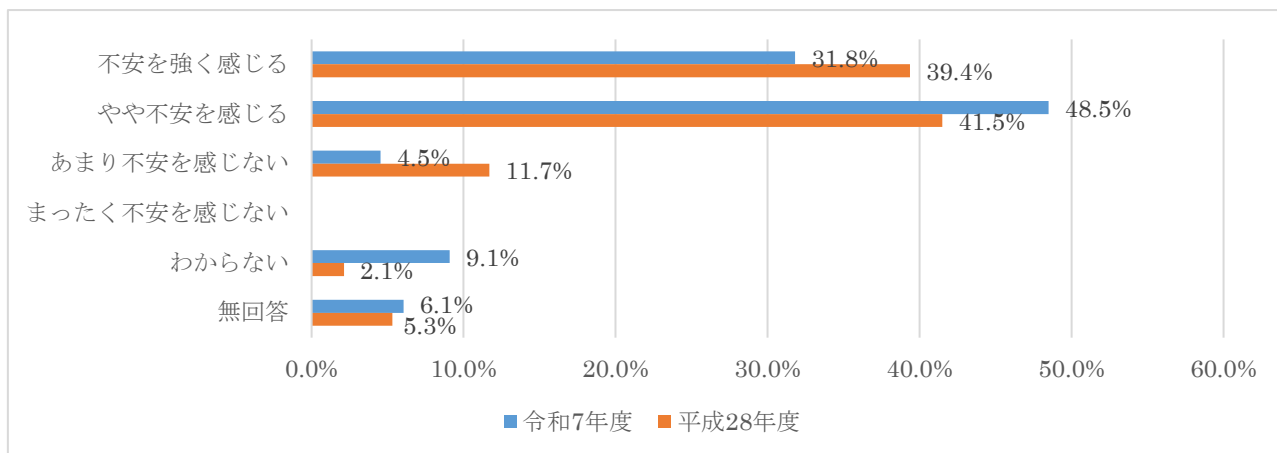
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

【男性】 回答なし

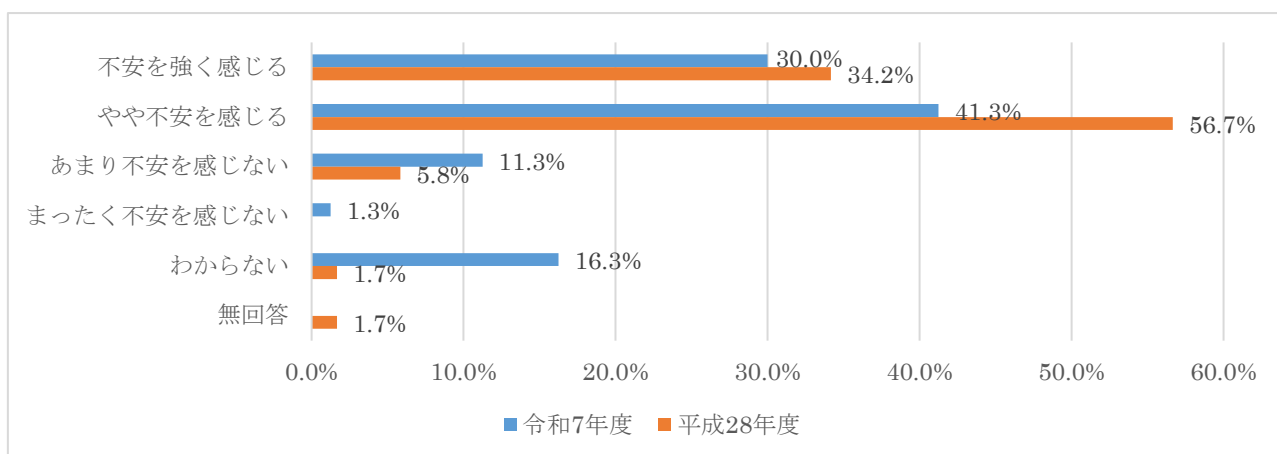
【女性】・義両親との同居によるストレスが子育てに影響

問 19 あなたは老後の生活に不安を感じますか。次の中からあてはまるもの1つ選んで番号に○をしてください。

【男性】



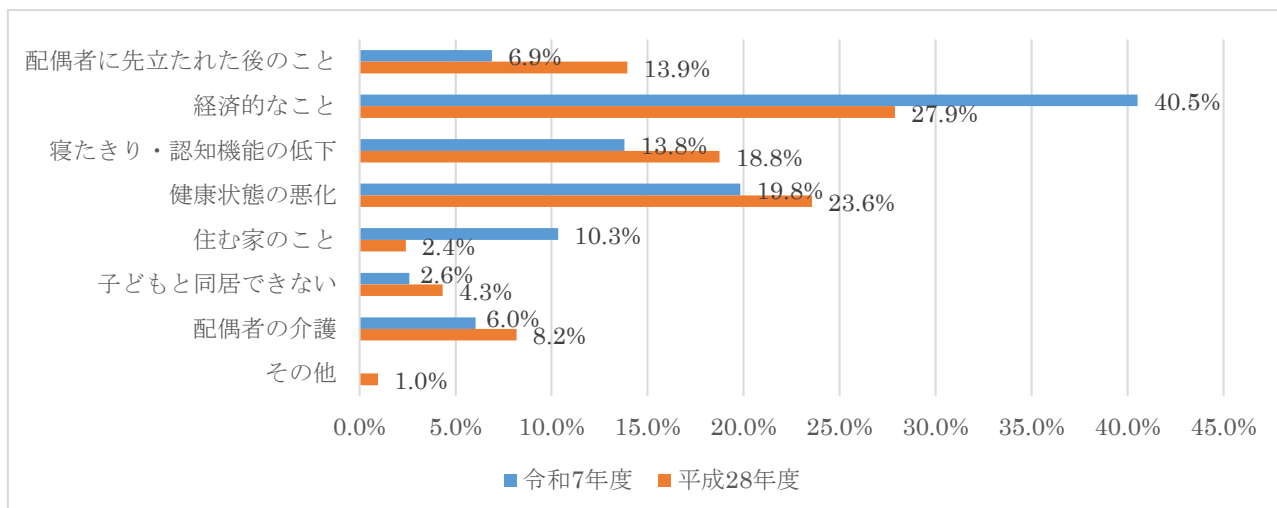
【女性】



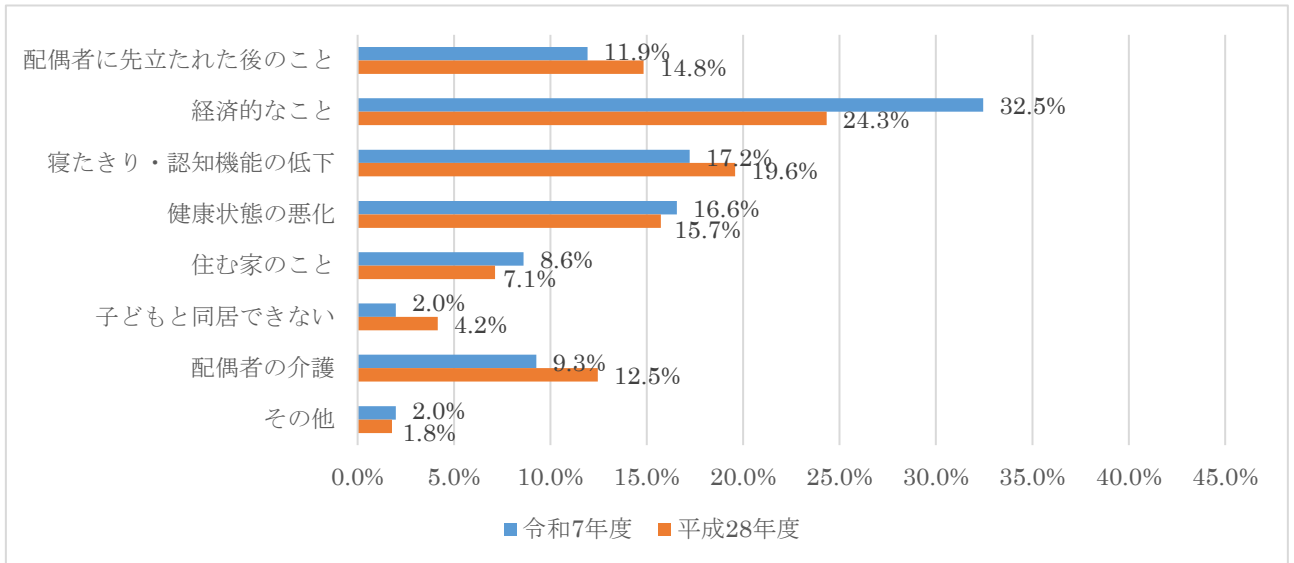
問 20 (問 19 で「強く不安を感じる」「やや不安を感じる」と回答した方だけお答えください)

特にどのようなことに不安を感じますか。次の中からあてはまるものすべて選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



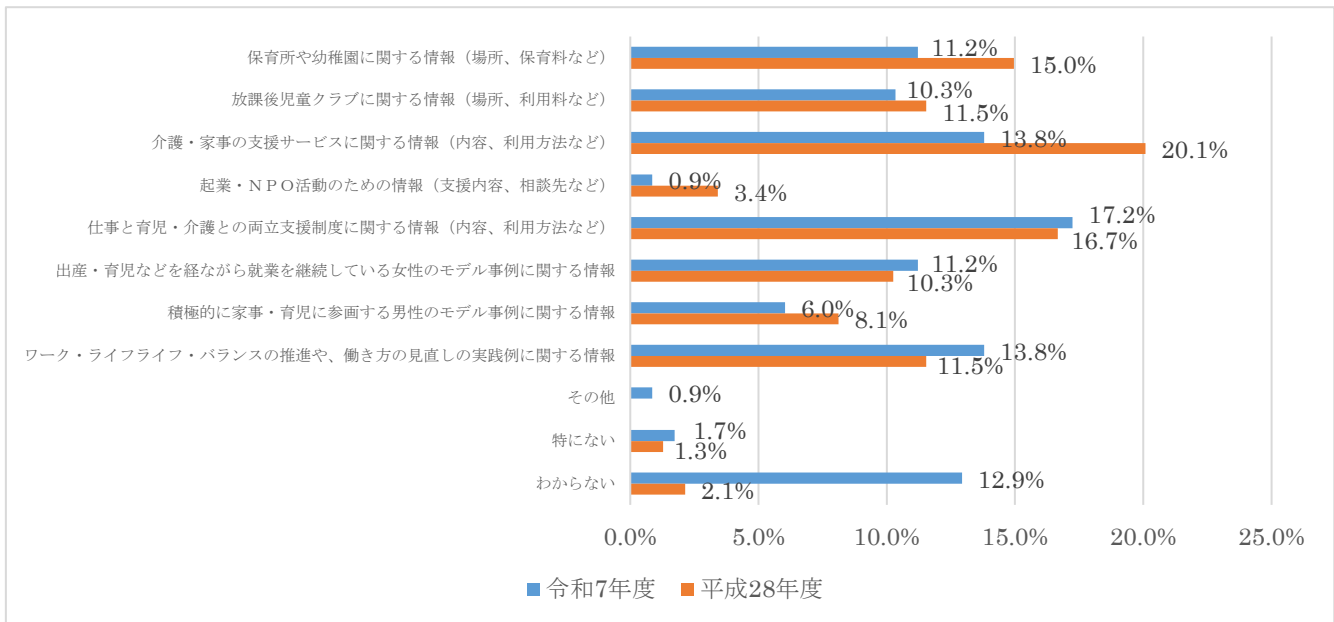
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性] 回答なし

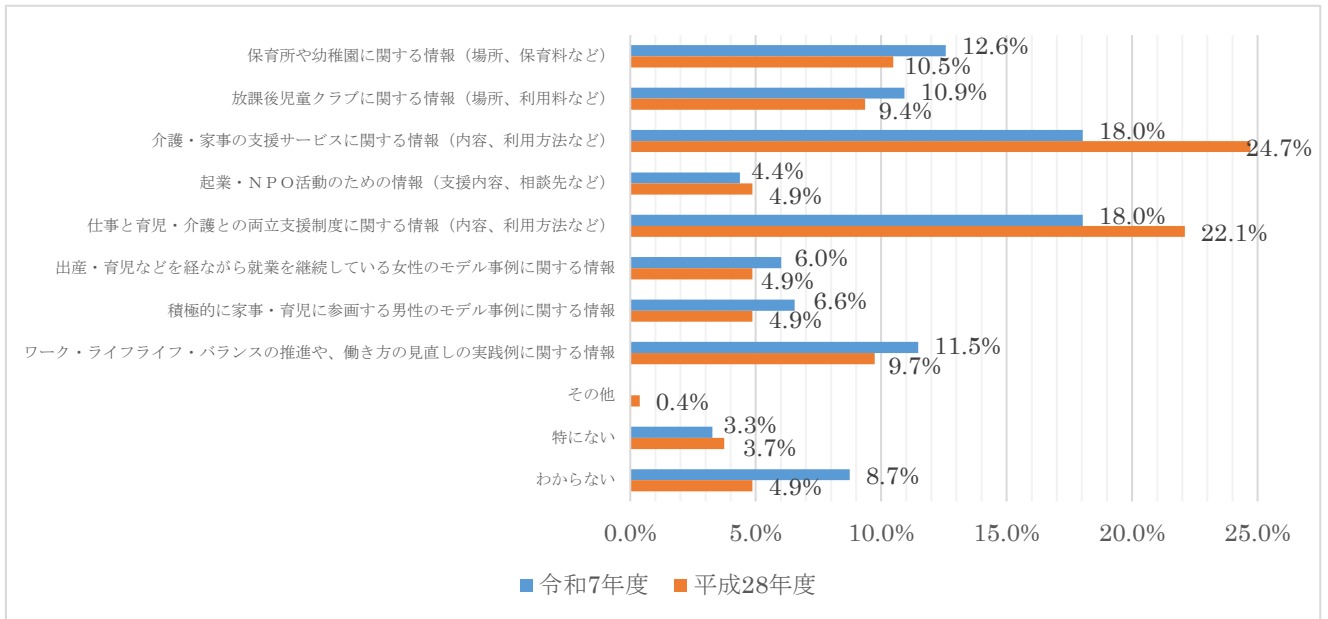
[女性]・物価高 ・孤独 ・配偶者の親の介護

問 21 あなたは、女性の活躍推進の取り組みに関する情報のうち、どの情報が特に必要になると感じますか。次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】

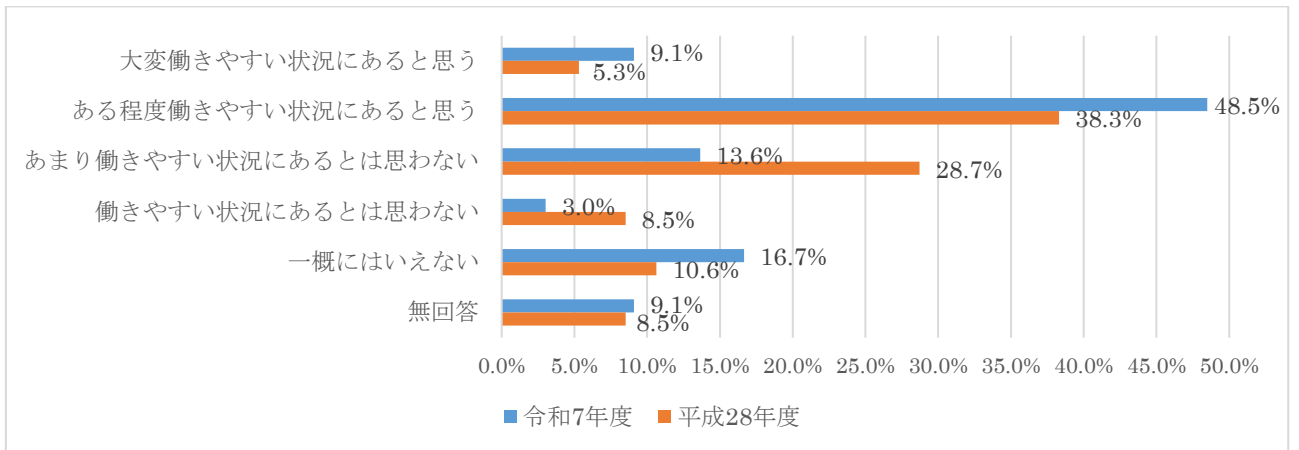


(参考)「その他」の回答 ※男性・女性ともに回答なし

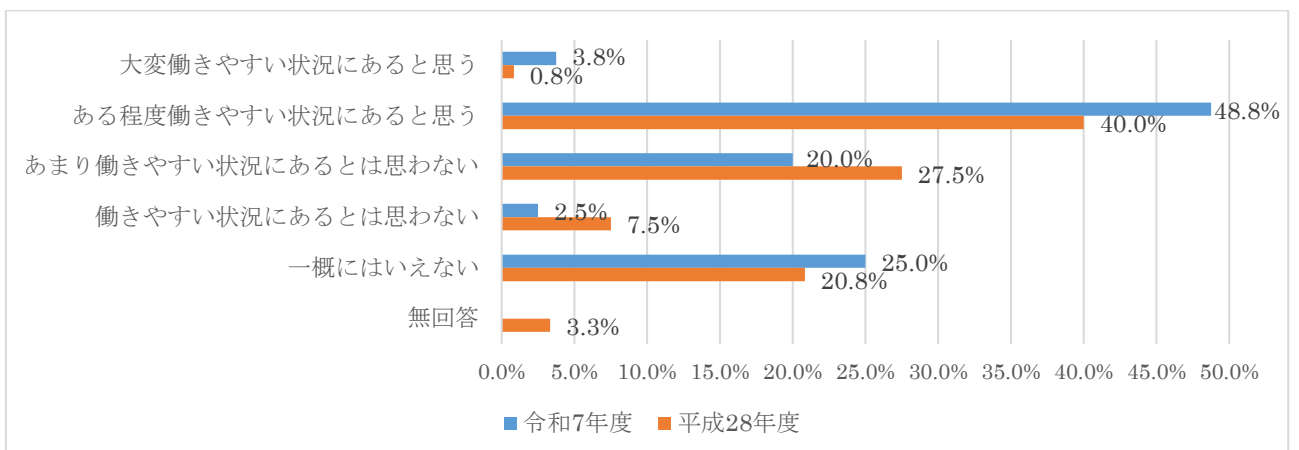
3 職業についてお伺いします。

問 22 あなたは、現在の社会が女性が働きやすい状況にあると思いますか。次の中から1つ選んで番号に○をしてください。

【男性】

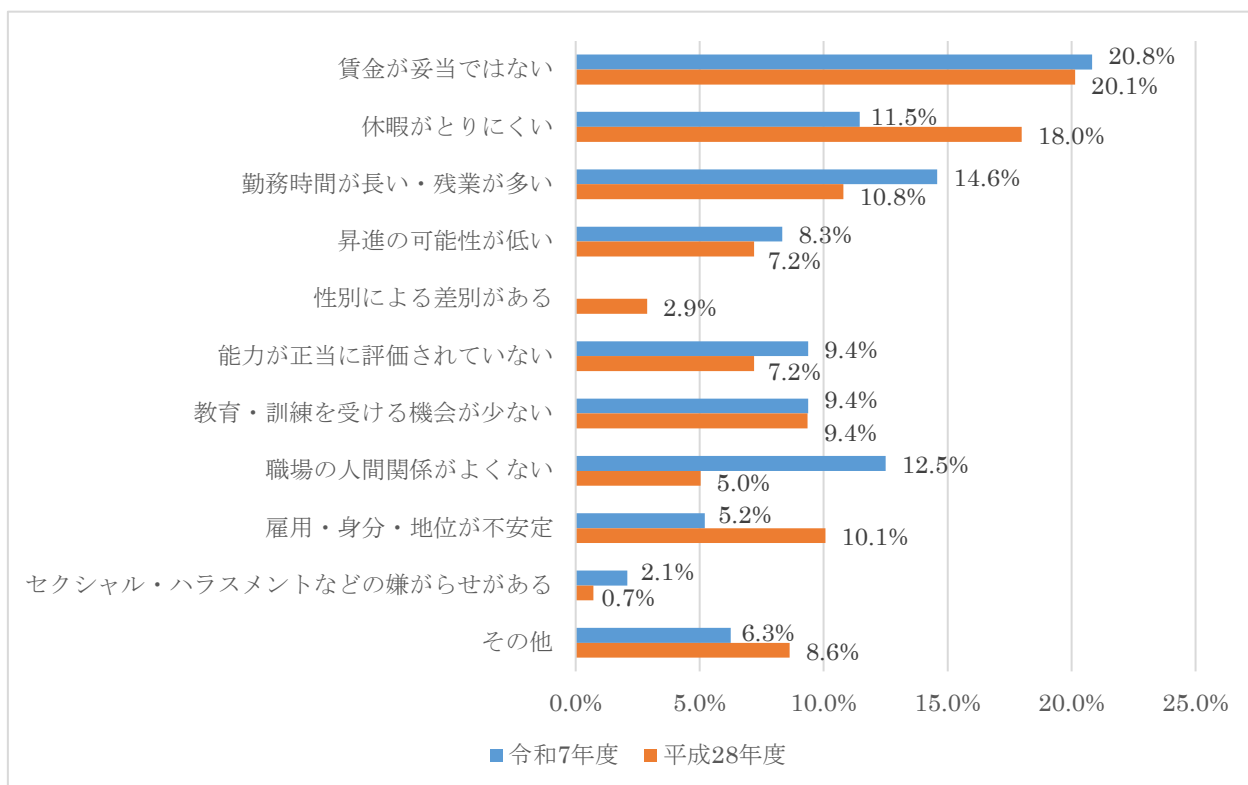


【女性】

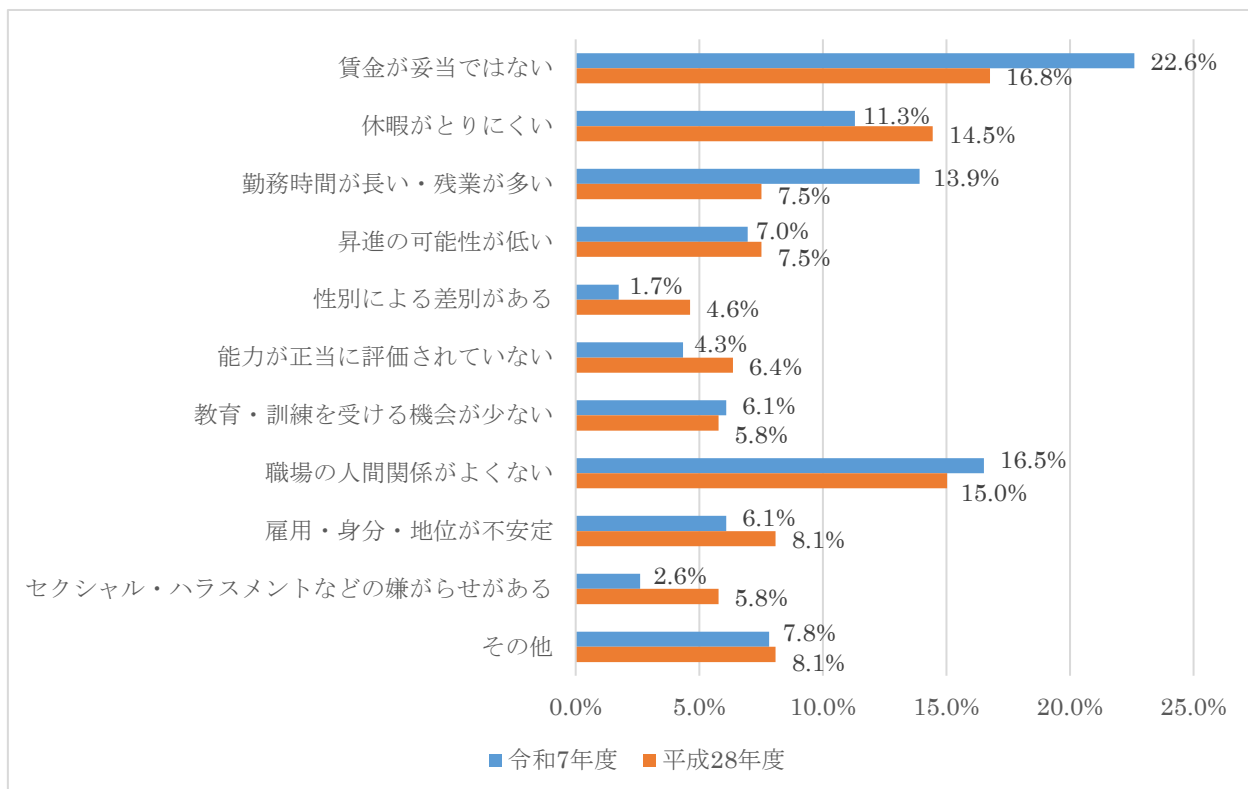


問 23 あなたは今の仕事や職場で悩んでいることや不満に思っていることがありますか。
次の中から特に強く感じていることを3つまで選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



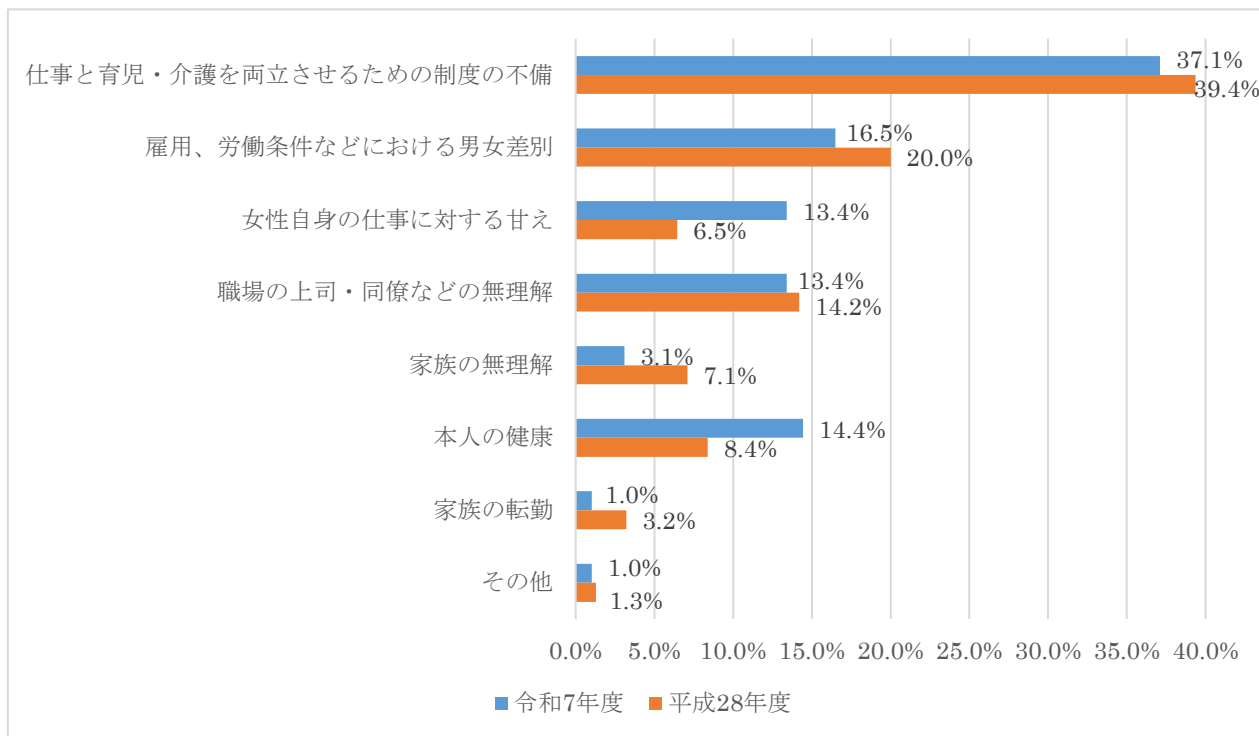
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性]・高齢者への配慮、能力差 ・若手の能力の低下 ・学生なので分からない

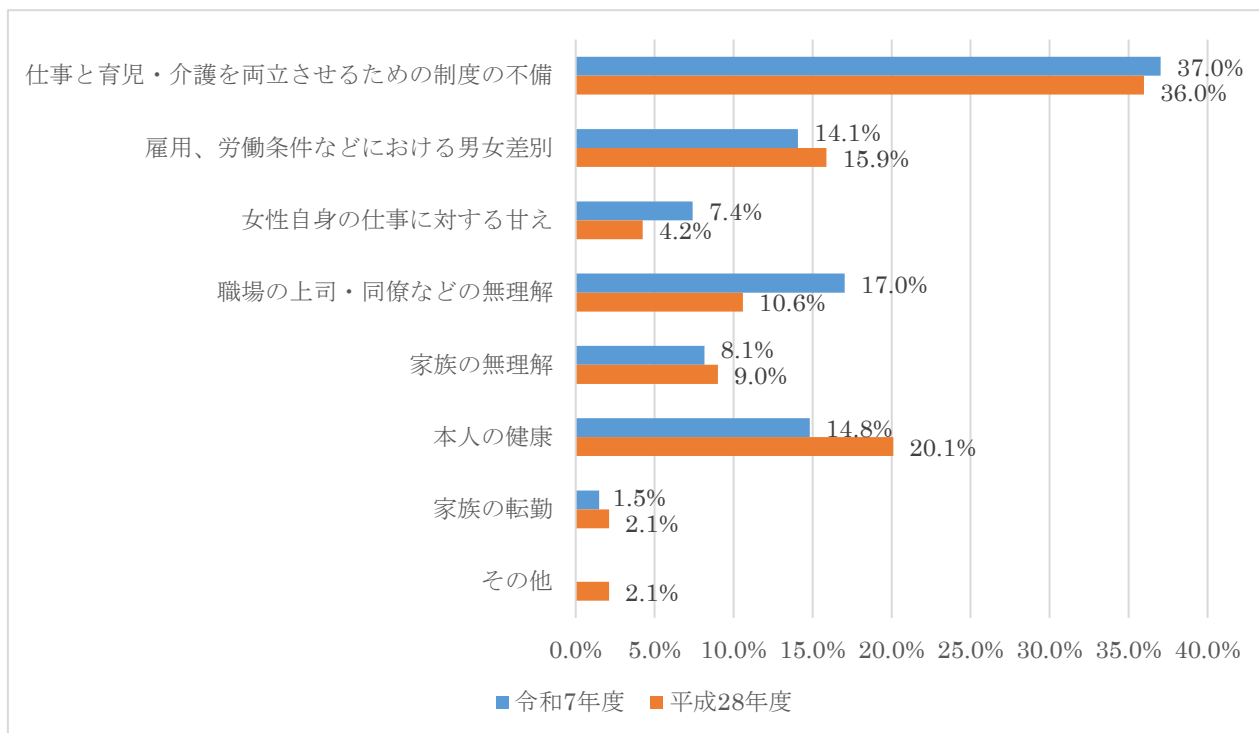
[女性]・人手不足 ・税金が高い ・カスハラ ・雇用(収入)の継続

問 24 あなたは女性が仕事を続けていくうえで、どのようなことが問題になると思いますか。次の中から2つまで選んで番号に○をしてください。

【男性】



【女性】



(参考)「その他」の回答 ※抜粋

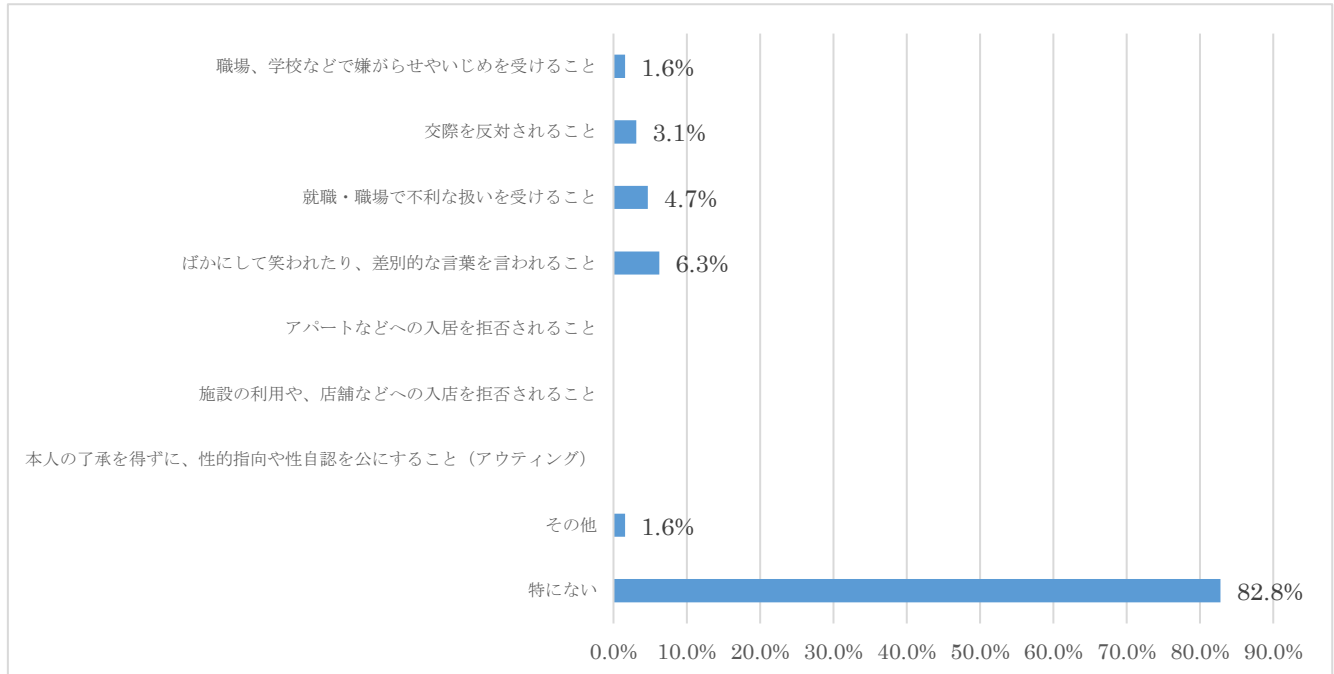
[男性]・就労時間が人によって変えられないことにより、やむをえずその職場をやめなければいけない場合がある。

[女性] 回答なし

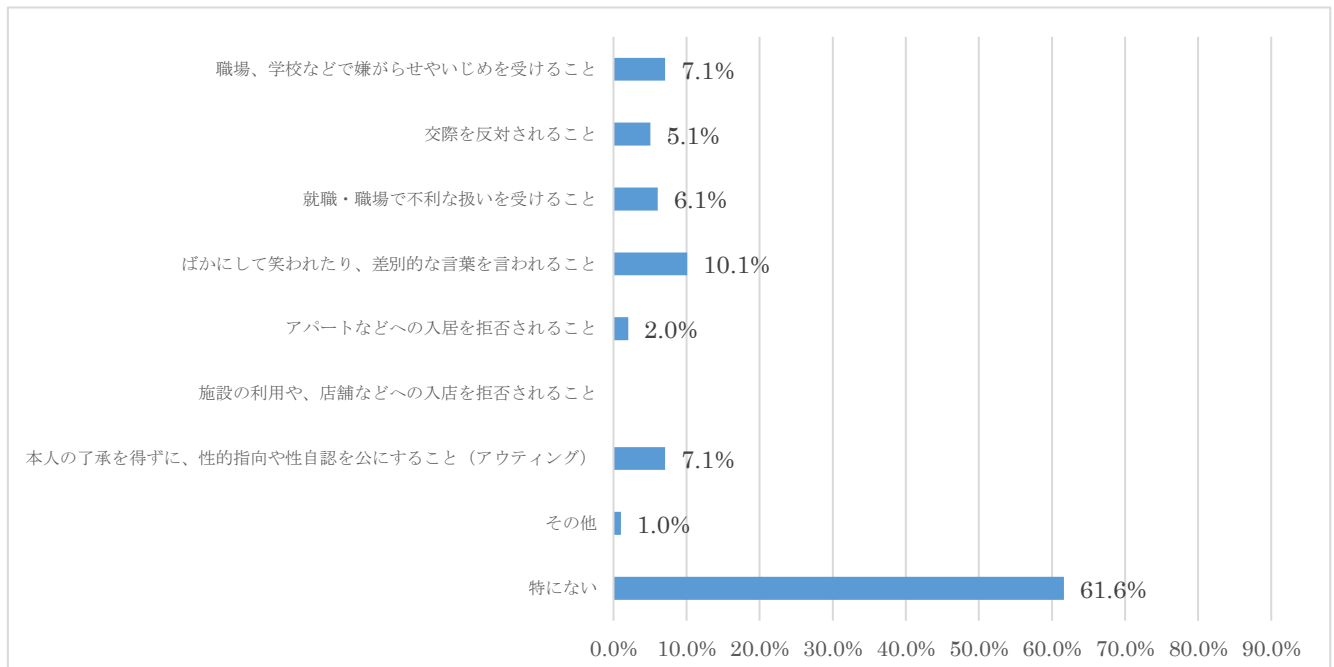
4 LGBT等の性的マイノリティについてお伺いします。

問 25 あなたは、LGBT等の性的マイノリティに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことがありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

【男性】



【女性】



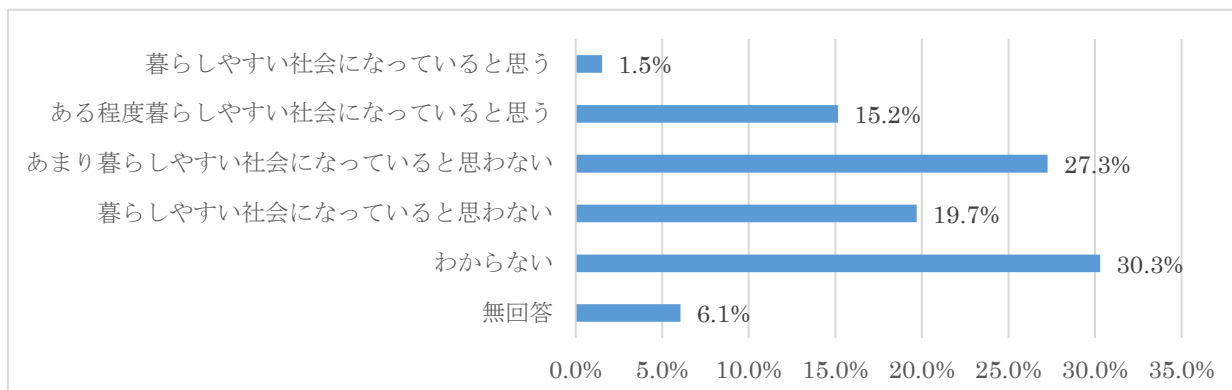
(参考)「その他」の回答 ※抜粋

[男性]・友達にいた

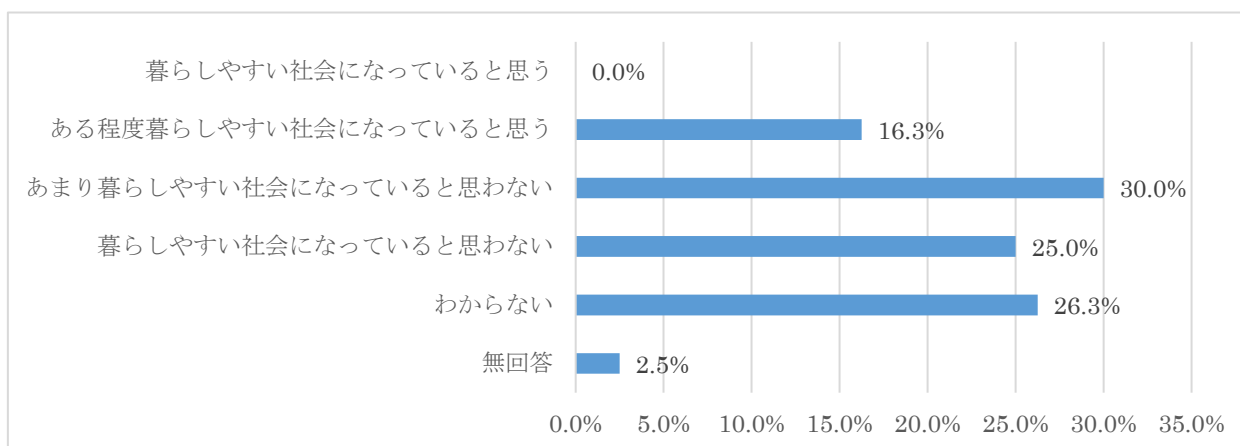
[女性]・異性愛を前提として周囲が婚姻について性的マイノリティの者本人に会話を持ち出す場合があるが、そもそもマジョリティ、マイノリティという前提ではなく、性関係や結婚観は人によりすべて異なるという認識が必要と思う。

問 26 現在の社会は、LGBT等の性的マイノリティの人たちが暮らしやすい状況にあると思いますか。次の中から1つ選んで○をつけてください。

【男性】



【女性】



5 自由記載（抜粋）

- ・女の人が子どもを産むので、どうしても給料や待遇の面で不利になってしまう。そうならないために産休や育休中の手当を増やしたり、復帰した後の援助（子どもが熱を出した時に気軽に預けられる場所を作るなど）を行ってほしい。妊娠中も有給休暇を増やすなど、子どもを産みやすい環境を作ってほしいと思う。
- ・特定のコミュニティが性別、年代等の面で、特定の属性の人がメインで構成されてしまうと、異なる属性の人は入っていきづらくなる（入っても同じ属性が少ないとマイノリティになるので居心地が悪い）。例えば、高齢男性がメインの構成員であるコミュニティに 20, 30 代女性が入っていくというのはとてもハードルが高い。性別面も年齢面も下にみられる。これを打破する何かが必要だと考える。
- ・生物学的違いはどうしても変えることはできないと思うが、その他の考え方は男女関係なくなるようにできると思う。小さな頃から教えていきたいと思う（親として幼児教育）。いつか男女共同参画という言葉を使わなくても平等に能力を発揮できる社会になりますように。
- ・職場、家庭、地域社会、政治での場合、男女関係での生きづらさを感じられます。男女が共同で参画する社会を実現するためには協力しあう事が大切だと思う。

平泉町男女共同参画プラン【 2026-2035 】

令和 8 年 3 月

発行／岩手県平泉町

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地 2

TEL0191-46-2111 FAX0191-46-3080
